

ひかり生すまち、かがやく生命、生きる力

はしかみ障がい者プラン

【階上町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

令和6年12月
青森県 階上町

策 定 に あ た っ て



階上町では、平成 18 年の障害者自立支援法施行に伴い、障がい者ができる限り地域で生活できることを目指す国の方針の下、市町村が実施主体となり、障がい者に対して地域社会の中で自立し、社会参加できるよう必要なサービスを総合的・計画的に提供するため、平成 19 年 3 月に「はしかみ障害者プラン」を策定し、障がい者施策に取り組んでまいりました。

このような中、児童福祉法の改正（平成 28 年 5 月）により、障害児福祉計画の策定についても義務付けられたことから、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的に「はしかみ障害者プラン」として、令和 2 年 3 月に策定し、障がい福祉の向上と地域共生社会の実現に向けた取組を行っております。

今回は、第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画の 3 年に一度の見直しにあたり、本町の障がい福祉サービスや障がい児通所サービス、地域生活支援事業の利用状況を再度分析し、障がい者計画を含め、「はしかみ障がい者プラン」の見直しを行い、それらを踏まえた上で、本町の実情を反映した内容となっております。

計画策定にあたっては、日々、事業を進めていく中での関係者の御意見や御要望をお伺いし、できる限り計画に反映させるよう努力いたしました。

今後は、この計画の下、基本理念である「障がい者の自立と社会参加の促進」、「自然体で支え合い、共に生きるための、協働のまちづくり」を目指し、階上町のあらゆる人が安心して暮らしていけるよう、障がいを持つ方へのサービスの提供とその向上に努めてまいりますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いします。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なる御支援と御協力をいただきました、階上町障害者自立支援協議会委員の皆様をはじめ、町民の皆様、関係各位に対し、心から御礼申し上げ、策定にあたっての御挨拶といたします。

令和 6 年 12 月

階 上 町 長

荒 谷 憲 輝

目 次

第 1 章	計画の概要	
1	計画策定の背景	2
2	計画の性格と位置付け	3
3	計画の期間	4
4	障がい者の範囲	5
5	計画の策定体制	5
6	SDGs の視点を踏まえた計画の推進	5
第 2 章	障がい者を取り巻く現状	
1	人口構造と世帯数	6
2	障がい者の状況	7
3	障がい者の就学、通所サービス、雇用・就業等の状況	12
4	障がい者の福祉サービスの利用状況	15
第 3 章	計画の基本的考え方	
1	計画の基本理念	23
2	施策の体系	24
第 4 章	障がい者施策の展開	
1	生活支援の充実	25
2	情報・相談・コミュニケーション環境の向上	33
3	雇用・就労の拡充	36
4	保健・医療の充実	38
5	教育・育成の充実	40
6	生活環境の整備	43
7	啓発・広報の充実	47
第 5 章	障がい福祉サービス等の提供	
1	障がい福祉計画の基本的視点	50
2	令和 8 年度までに目指す数値目標の設定	51
3	障がい福祉サービス等の提供の考え方	59
4	障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策	60
5	地域生活支援事業の見込量と確保の方策	67
第 6 章	計画の進行管理	
1	関係機関、地域との連携	73
2	人材の育成・確保	73
3	計画の分析、達成状況の評価	74
資料編		75

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景

障がい者の福祉制度については、ノーマライゼーションの理念の下、平成 15 年に行政が福祉施設やホームヘルプなどのサービスを決定する従来の仕組み（措置制度）を改め、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接契約する新しい利用制度（支援費制度）に移行しました。

このような状況の中、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別に異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを一元的に提供することを目的とした障害者自立支援法が平成 18 年 4 月から施行され、障がい者福祉の内容が再度改められました。平成 25 年度には、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法として施行されました。障害者総合支援法の施行においては、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者等に対する相談支援の拡充が行われ、これまで制度の谷間に置かれていた難病患者を対象に加えるなど、きめ細かい支援が進められています。

我が国における障がい者施策は、令和 5 年 3 月に「第 5 次障害者基本計画」が策定され、それに基づき展開されており、青森県においても「第 4 次青森県障害者計画」（計画期間：令和 5 年度～令和 8 年度）を策定し、住み慣れた土地で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、共に暮らせる共生社会づくりを目指しています。

このような状況を踏まえ、本町の障がい者に関する施策の理念や考え方から具体的な施策内容までを明らかにするものとして、「階上町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定しました。本計画は障害者総合支援法の障がい福祉サービス等について定める障がい福祉計画及び児童福祉法の障がい児通所支援等について定める障がい児福祉計画のほか、障がい者施策全般について定める障がい者基本計画の内容を併せ持った、本町の障がい者施策の基本的かつ総合的な計画になります。この計画をまとめるに当たっては、障がい者施策が本町の福祉行政の重要な一翼を担うべく、効果的に機能することを目指しました。

2 計画の性格と位置付け

本計画では、本町の障がい者施策の根幹を成す総合的な計画である「障がい者計画」と、その一部である福祉分野において、サービスの提供の実施計画となる「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

○障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく障がい者のための施策に関する中長期計画です。

保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等に関する基本的な事項を定めており、保健・福祉や教育、居住環境など障がい者に関するあらゆる分野を網羅した障がい者福祉に関する総合的な計画です。

○障がい福祉計画

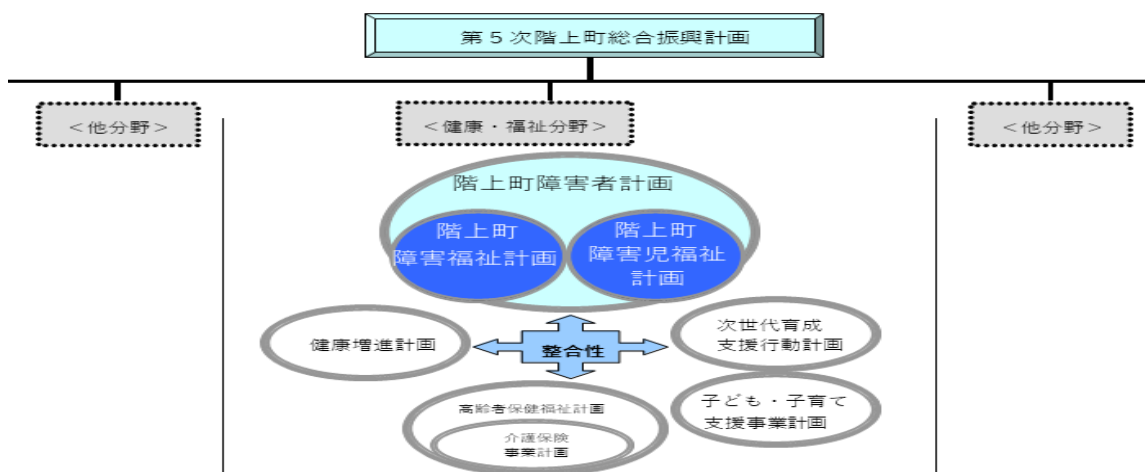
障害者総合支援法第88条第1項に基づく障がい福祉サービス等の確保に関する計画です。

障がい福祉サービス等の必要量の見込み、障がい福祉サービス等の整備、人材の養成等について定めます。障がい者計画との整合性を図りつつ、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の種類ごとの必要量を見込み、それらの提供体制について計画します。

○障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく障がい児通所支援等の確保に関する計画です。

障がい者計画との整合性を図りつつ、障がい児通所支援や指定障がい児相談支援の種類ごとの必要量を見込み、それらの提供体制について計画します。



また、本計画の策定に当たり、上位計画である「第5次階上町総合振興計画」との整合性を図るとともに、保健福祉分野の他の個別計画と有機的につながり、相互に作用することにも留意しました。

3 計画の期間

○障がい者計画

障害者施策全般に関する中長期計画である障がい者計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。しかし、期間中に見直し時期を迎える障がい福祉計画及び障がい児福祉計画との整合性を考慮し、必要に応じて同時期に見直すことも検討します。

○障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障がい者総合支援法において、3年を1期として策定することとされています。第7期計画は令和6年度から令和8年度までとし、その見直しを令和8年度末までに行った上で、次期計画を策定します。成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や見直しを行います。

○障がい児福祉計画

障がい児福祉計画は、児童福祉法において、3年を1期として策定することとされています。令和6年度から令和8年度までを第3期計画として策定します。

法的根拠	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者総合 支援法	階上町障がい福祉計画(第 7 期) (令和 6 年度～令和 8 年度)			階上町障がい福祉計画(第 8 期) (令和 9 年度～令和 11 年度) (予定)		
児童福祉法	階上町障がい児福祉計画(第 3 期) (令和 6 年度～令和 8 年度)			階上町障がい児福祉計画(第 4 期) (令和 9 年度～令和 11 年度) (予定)		
障害者基本法	階上町障がい者計画 (令和 6 年度～令和 11 年度)					

4 障がい者の範囲

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を総称することとし、難病患者についても支援対象者とします。

○ 「障害」の「害」の字の表記について

本町では、「害」という漢字が不快感を与えるおそれがあることから、法令や制度等の用字の場合を除き、原則として「害」の字をひらがなで表記しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表記となっています。

5 計画の策定体制

本計画の策定については、町介護福祉課が中心となり、庁内の関係各課と連携しながら、各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に計画案を作成し、指定相談支援事業者、指定障がい福祉サービス事業者、職業安定所職員、区長会長、民生委員・児童委員、支援団体、関係行政機関の職員等で構成する階上町障害者自立支援協議会において、計画内容を審議しました。

6 S D G s の視点を踏まえた計画の推進

S D G s（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、平成28年から令和12年までの国際目標です。

S D G s では「地球上の誰一人取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

障がいの有無にかかわらず、町民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう社会の実現を目指します。

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口構造と世帯数

(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は減少していますが、世帯数は増加傾向にあるため、1世帯当たりの人員数は減少しています。

表1 人口と世帯数の推移

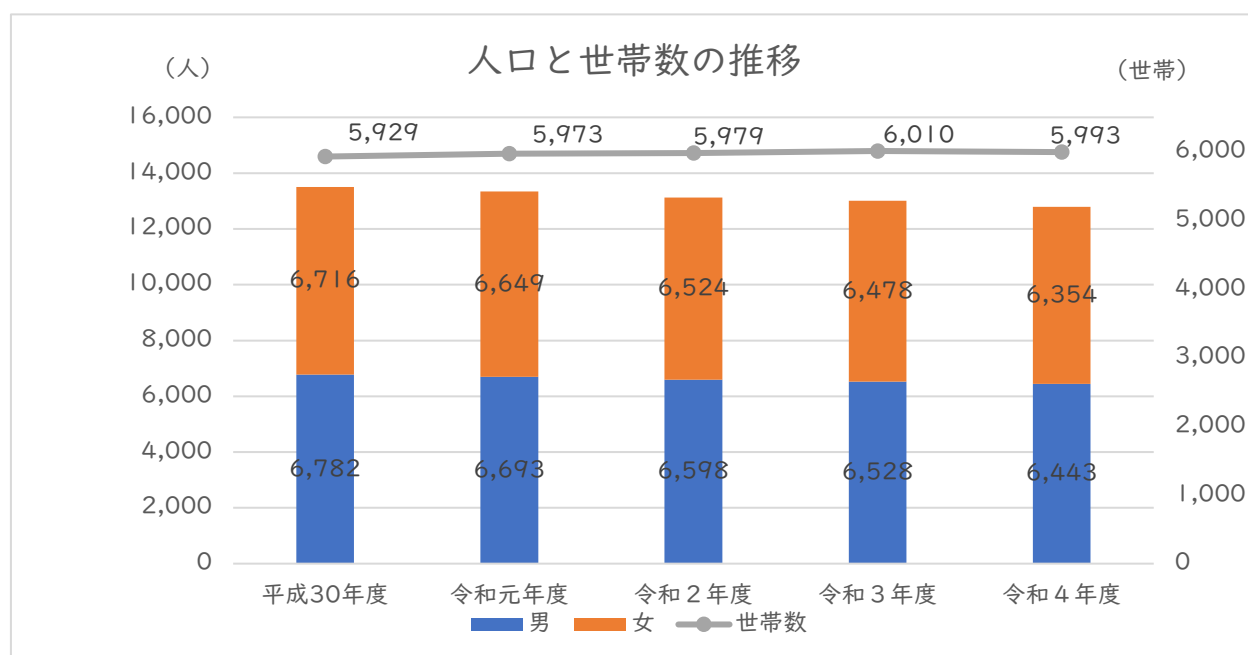
(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	13,498	13,342	13,122	13,006	12,797
男	6,782	6,693	6,598	6,528	6,443
女	6,716	6,649	6,524	6,478	6,354
世帯数	5,929	5,973	5,979	6,010	5,993
1世帯当たりの人員数	2.28	2.23	2.19	2.16	2.14

各年度末現在

資料:住民基本台帳

グラフ1 人口と世帯数の推移



2 障がい者の状況

(1) 障がい者総数

本町の障がい者数は、令和5年3月31日現在1,088人で、そのうち約65%は身体障がい者が占めています。

表2 障がい者数の推移

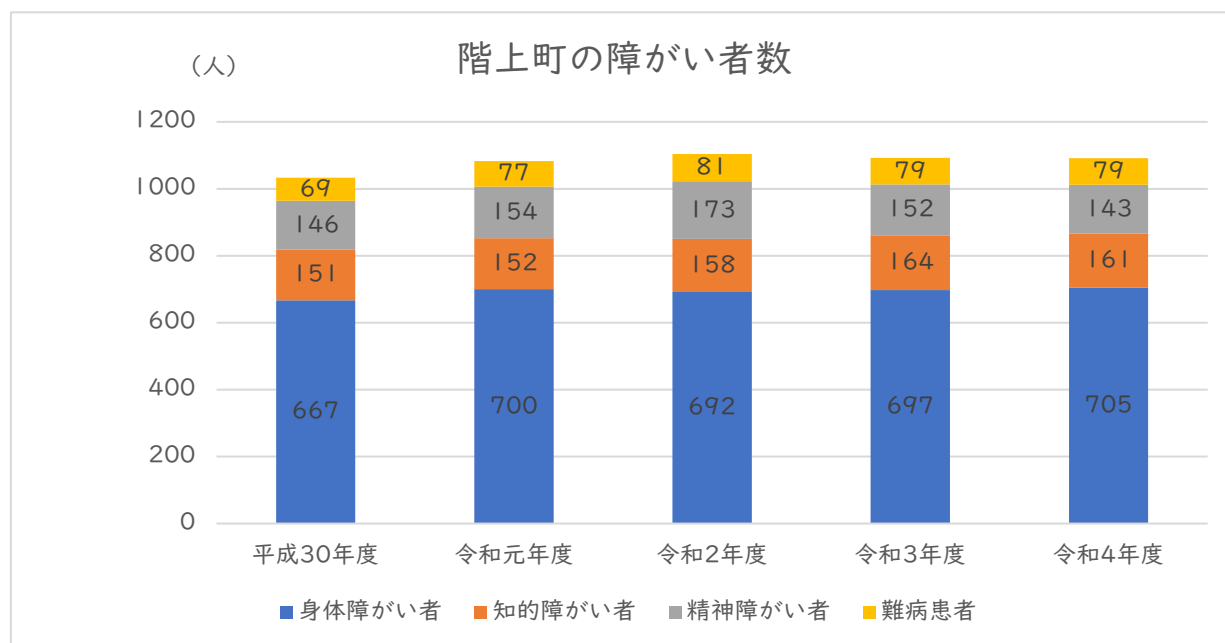
(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者 (身体障害者手帳 所持者)	667	700	692	697	705
知的障がい者 (愛護手帳所持者)	151	152	158	164	161
精神障がい者 (精神障害者保健福祉 手帳所持者)	146	154	173	152	143
難病患者 (特定疾患医療受給証 所持者)	69	77	81	79	79
合計	1,033	1,083	1,104	1,092	1,088

各年度末現在

資料:青森県障害者相談センター・三八地域県民局

グラフ2 階上町の障がい者数



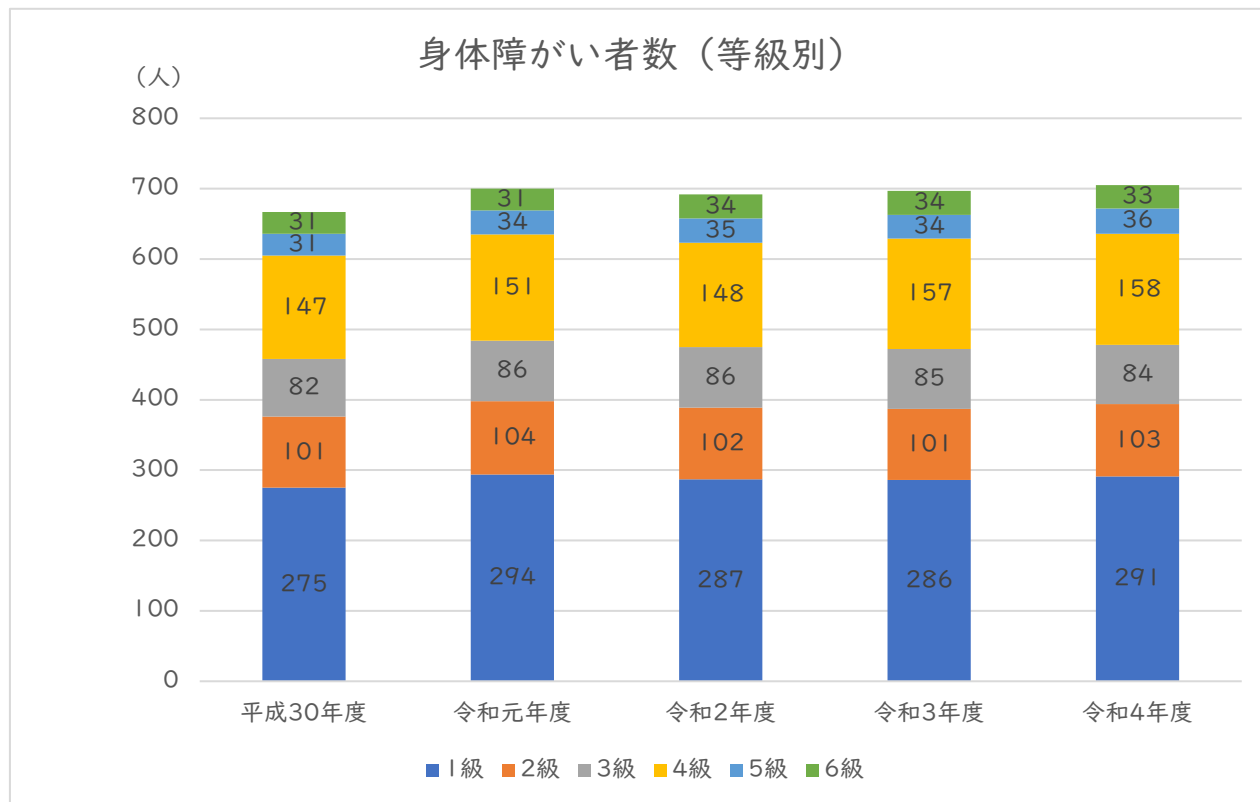
各年度末現在

資料:青森県障がい者相談センター・三八地域県民局

(2) 身体障がい者の状況

本町の身体障がい者数の推移をみると、増加傾向にあります。等級別では、障がい程度が最重度である1級が最も多く、令和5年3月31日現在291人で、身体障がい者のうち約41%を占めています。

グラフ3 身体障がい者数

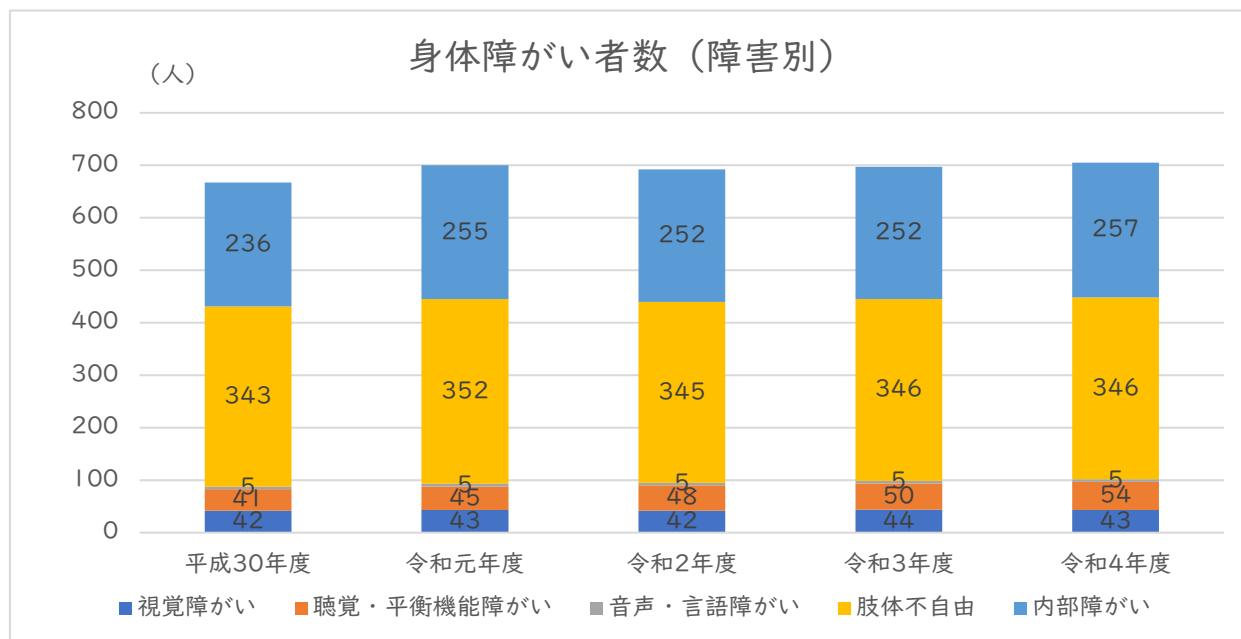


各年度末現在

資料：青森県障がい者相談センター

障がいの内容をみると、いずれの年も肢体不自由が最も多くなっています。肢体不自由と内部障がい、聴覚・平衡機能障がいが増加傾向にあり、それ以外は横ばいの状況です。

グラフ 4 身体障がい者数



各年度末現在

資料: 青森県障害者相談センター

(3) 知的障がい者の状況

本町の愛護手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

程度別に平成 30 年度から比較すると A（重度）がほぼ横ばいで、B（中軽度）が増加していることが分かります。

中軽度障がいの B については、高校進学前に、特別支援学級から特別支援学校進学に伴い手帳を申請する方の増加に加え、就学前後に、障がい児通所サービスを利用するために手帳を申請する方が増加しています。平成 30 年度と比較してみると 5 年間で 10 人増加しています。

表 3 愛護手帳所持者数の推移

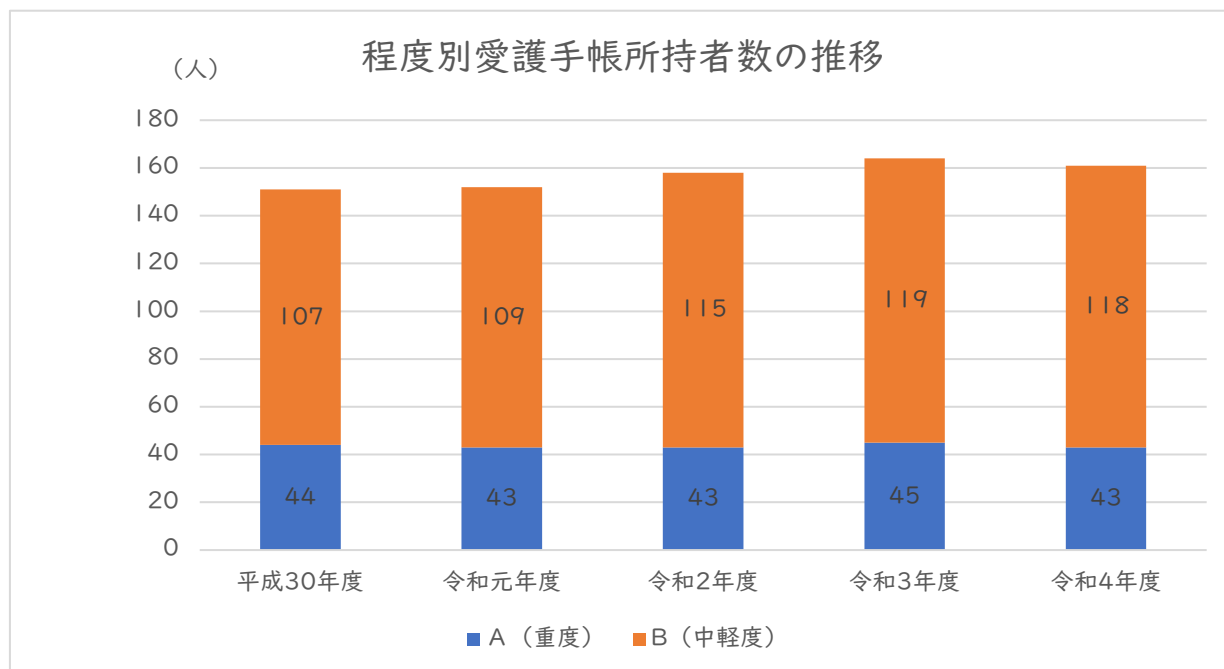
（単位: 人）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A(重度)	18 歳未満	1	1	1	2	2
	18 歳以上	43	42	42	43	41
	計	44	43	43	45	43
B (中軽度)	18 歳未満	29	30	32	34	32
	18 歳以上	78	79	83	85	86
	計	107	109	115	119	118
合計	18 歳未満	30	31	33	36	34
	18 歳以上	121	121	125	128	127
	計	151	152	158	164	161

各年度末現在

資料: 青森県障害者相談センター

グラフ 5 程度別愛護手帳所持者数の推移



各年度末現在

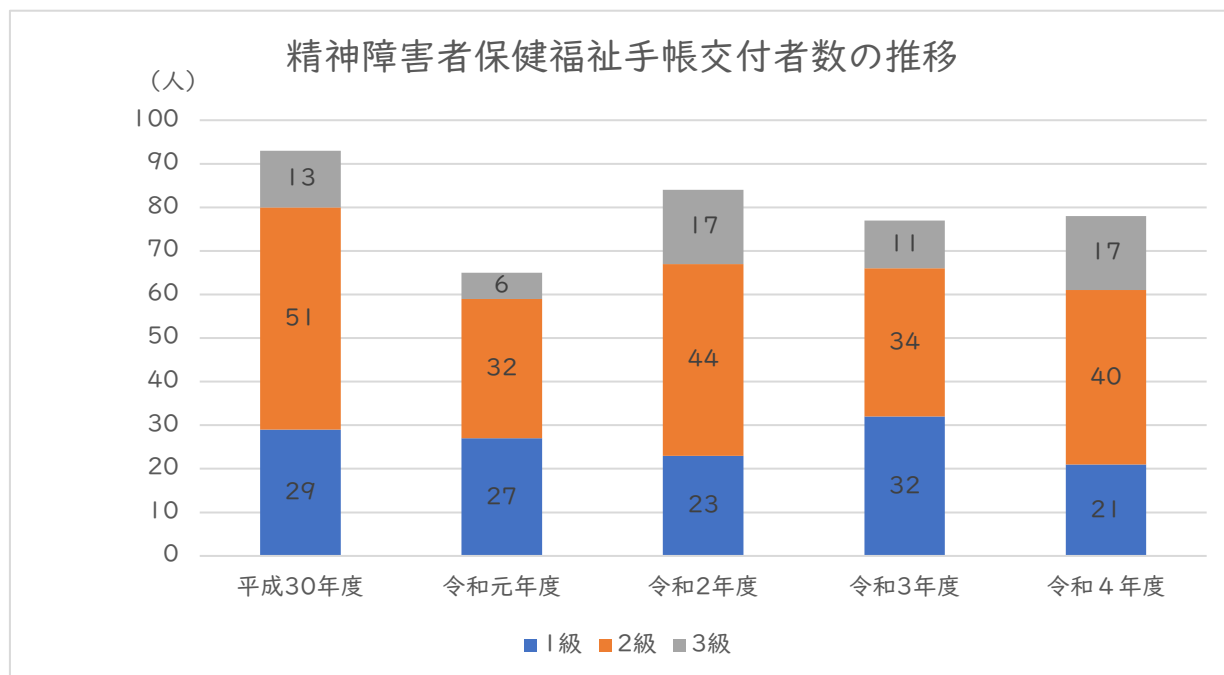
資料: 青森県障害者相談センター

(4) 精神障がい者の状況

本町における精神障害者保健福祉手帳の交付者数は横ばい傾向にあります。令和3年度と令和4年度を比較すると、1人増加しています。等級別では、1級は11人減少していますが、2級が6人、3級が6人の増加となっています。

また、手帳交付者の傾向として、2級の割合が最も多く、令和4年度では全体の約51%を占めています。

グラフ 6 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



各年度末現在

資料:階上町介護福祉課

本町の自殺者数の推移をみると、令和元年度は減少しましたが、全国において自殺者数は増加傾向にあります。

表 4 階上町における自殺者数と全国・青森県を比較

(単位:人)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
男性	2	0	1	3	3
女性	0	1	1	1	0
合計	2	1	2	4	3
青森県	284	226	258	293	259
全国	20,840	20,169	21,081	21,007	21,881

資料:警察庁 自殺統計
:厚生労働省 自殺の統計
:地域における自殺の基礎資料

3 障がい者の就学、通所サービス、雇用・就業等の状況

(1) 障がい者の就学状況

令和 5 年度の本町における一般小中学校の特別支援学級数と児童・生徒数は次のとおりです。

表 5 障がい者の就学状況

○特別支援学校の学校数、在学者数

	学校数 (校)	在学者数(人)				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
視覚障がい	2	0	0	0	0	0
聴覚障がい	3	0	0	0	0	0
知的障がい	7	0	3	4	8	16
肢体不自由	3	0	2	0	0	2
知的・肢体併置	4	0	0	0	0	0
病弱	2	0	0	0	0	0
計	21	0	4	4	8	18

令和 5 年 5 月 1 日現在

資料:青森県
:階上町教育委員会
:階上町介護福祉課

○特別支援学級の学級数、在学者数

	小学校		中学校		計	
	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童・生徒数 (人)
知的障がい	3	14	3	11	6	25
自閉症・情緒障がい	7	35	3	10	10	45
肢体不自由	0	0	0	0	0	0
難聴	0	0	0	0	0	0
計	10	49	6	21	16	70

令和 5 年 5 月 1 日現在

資料:階上町教育委員会

○通級による指導を受けている児童、生徒数

(単位:人)

	小学校	中学校	計
通級指導教室	22	0	22

令和 5 年 5 月 1 日現在

資料:階上町教育委員会

(2) 障がい児通所サービスの利用状況

障がい児の状態や家庭の状況に合わせてサービスを利用するため、日数や給付費はその都度変化しますが、愛護手帳所持者と自立支援医療（精神通院医療）受給者の増加に伴い、今後も障がい児通所サービス利用者の増加が見込まれます。

表 6 障がい児通所サービス

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	延利用者数(人)	31	44	63	73	49
	延利用日数(日)	321	630	834	719	492
	給付費(円)	3,219,133	6,824,316	9,331,418	11,159,354	8,599,290
医療型 児童発達支援	延利用者数(人)	4	12	15	20	23
	延利用日数(日)	23	92	85	106	158
	給付費(円)	95,211	452,452	418,686	678,849	889,140
放課後等 デイサービス	延利用者数(人)	354	326	353	397	401
	延利用日数(日)	3,991	4,169	4,373	5362	5,411
	給付費(円)	36,644,483	39,456,853	40,619,309	52,283,232	54,557,880
計	延利用者数(人)	389	382	431	490	473
	延利用日数(日)	4,335	4,891	5,292	6,187	6,061
	給付費(円)	39,958,827	46,733,621	50,369,413	64,121,435	64,067,380
障がい児 相談支援	延利用者数(人)	51	64	77	62	78
	延利用日数(日)	-	-	-	-	-
	給付費(円)	787,560	1,012,610	1,229,910	993,260	1,289,960
措置費	延利用者数(人)	0	0	0	0	0
	延利用日数(日)	0	0	0	0	0
	給付費(円)	0	0	0	0	0

各年度末現在(各年 4 月～翌 3 月利用分)

資料:階上町介護福祉課

(3) 特別支援学校高等部卒業後の進路

卒業後一般企業への就労に結びついた者は、18.7.%ありました。また、福祉サービスの事業を含めると、81.2%の方が、支援を受けながら就労している状況です。卒業生した生徒の中で閉じこもり等が原因で、社会参加できず家庭内にいるケースはありませんでした。

表 7 特別支援学校卒業後の就労等の社会参加状況

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
就職	1	0	1	1	0	3
就労移行支援	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 A 型	0	0	1	0	1	2
就労継続支援 B 型	2	1	2	1	2	8
生活介護	1	0	0	1	0	2
療養介護	1	0	0	0	0	1
計	5	1	4	3	3	16

各年度末現在

資料:階上町介護福祉課

4 障がい者の福祉サービスの利用状況

(1) 自立支援給付の利用状況

平成 25 年度に、障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正されました。障害者総合支援法は障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律です。主な改正点は、障がい者の範囲に「難病等」が加えられたこと、平成 26 年度から共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化したことなどです。障がい福祉サービスごとの支給状況は次のとおりです。

～ 介護系サービス ～

年度により給付費等に変化はありますが、中でも居宅介護の給付費が令和 2 年度をピークに減少しています。生活介護や療養介護は増加傾向で推移しており、今後も同様に推移していくものと見込まれます。

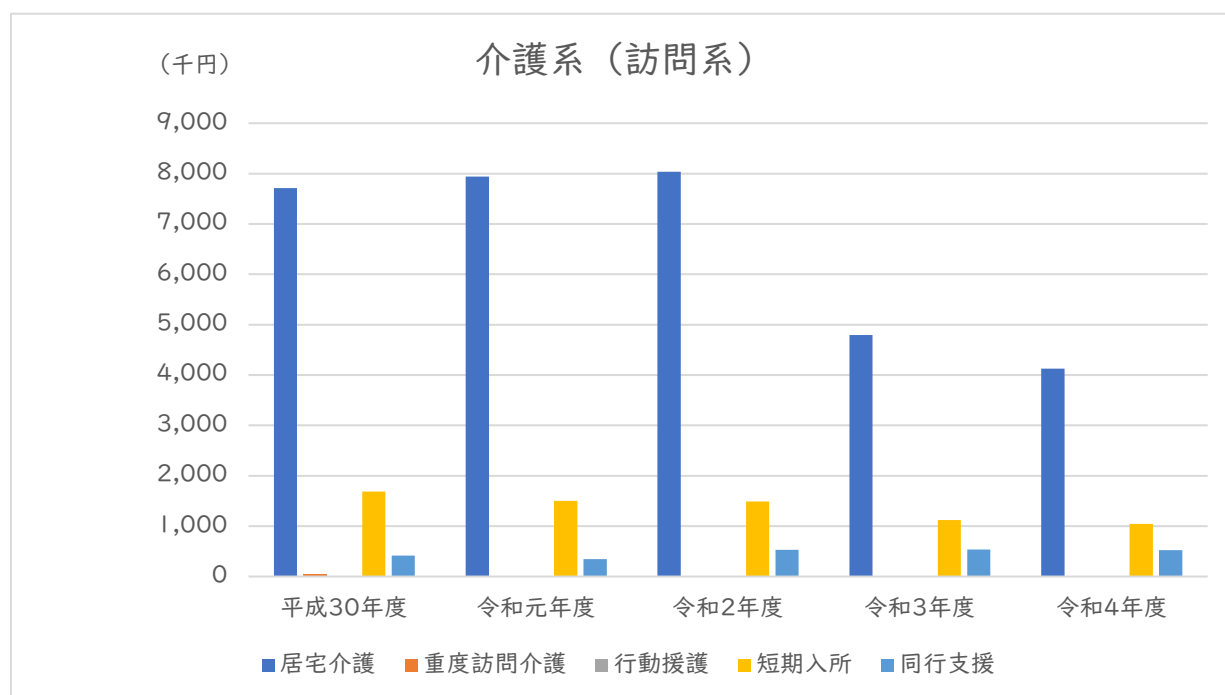
表 8 介護系(訪問系)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	年間延利用者数(人)	141	150	153	125	115
	年間延利用日数(日)	1,572	1,377	1,498	1,094	991
	給付費(円)	7,713,020	7,940,307	8,038,350	4,792,670	4,128,370
重度訪問介護	年間延利用者数(人)	2	0	0	0	0
	年間延利用日数(日)	22	0	0	0	0
	給付費(円)	49,690	0	0	0	0
行動援護	年間延利用者数(人)	0	0	0	0	7
	年間延利用日数(日)	0	0	0	0	13
	給付費(円)	0	0	0	0	310,730
短期入所	年間延利用者数(人)	32	38	28	25	15
	年間延利用日数(日)	173	162	149	101	93
	給付費(円)	1,683,918	1,502,632	1,491,710	1,121,710	1,042,800
同行援護	年間延利用者数(人)	24	15	25	19	13
	年間延利用日数(日)	60	45	74	58	53
	給付費(円)	413,010	346,390	529,520	535,620	521,650

各年度末現在(各年 4 月～翌 3 月利用分)

資料:階上町介護福祉課

グラフ 7 介護系(訪問系)



各年度末現在(各年4月～翌3月利用分)

資料:階上町介護福祉課

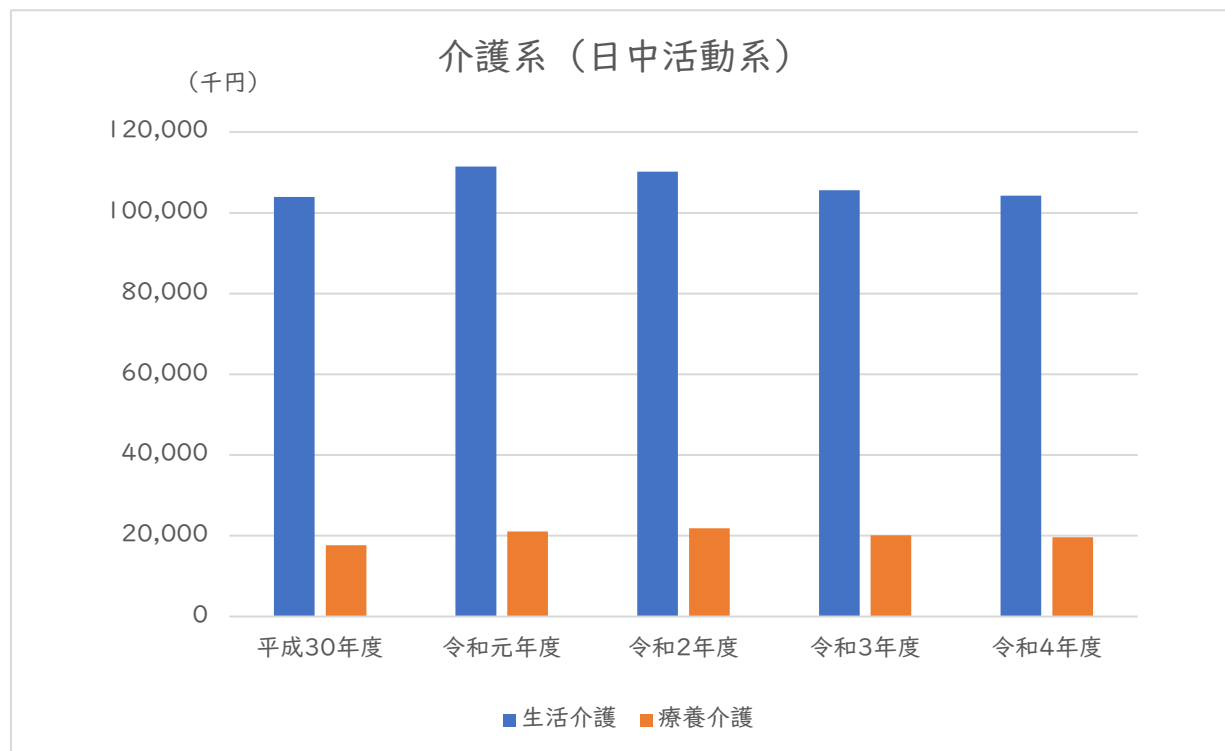
表 9 介護系(日中活動系)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活介護	年間延利用者数(人)	547	574	540	496	480
	年間延利用日数(日)	9,390	9,379	9,753	9,059	8,755
	給付費(円)	103,950,919	111,494,180	110,168,720	105,616,240	104,278,330
療養介護	年間延利用者数(人)	81	87	84	78	77
	年間延利用日数(日)	2,157	2,416	2,552	2,338	2,347
	給付費(円)	17,627,339	21,050,973	21,880,514	20,103,650	19,663,460

各年度末現在(各年4月～翌3月利用分)

資料:階上町介護福祉課

グラフ 8 介護系(日中活動系)



各年度末現在

資料:階上町介護福祉課

～ 居住支援系サービス ～

施設入所支援は緩やかに減少していますが、今後は横ばいに推移すると考えられます。また、国の指針では、障がい者の地域移行を進めるとあるため、施設や精神科病院を退所・退院した方の生活の場として、共同生活援助の利用が増加すると考えられます。

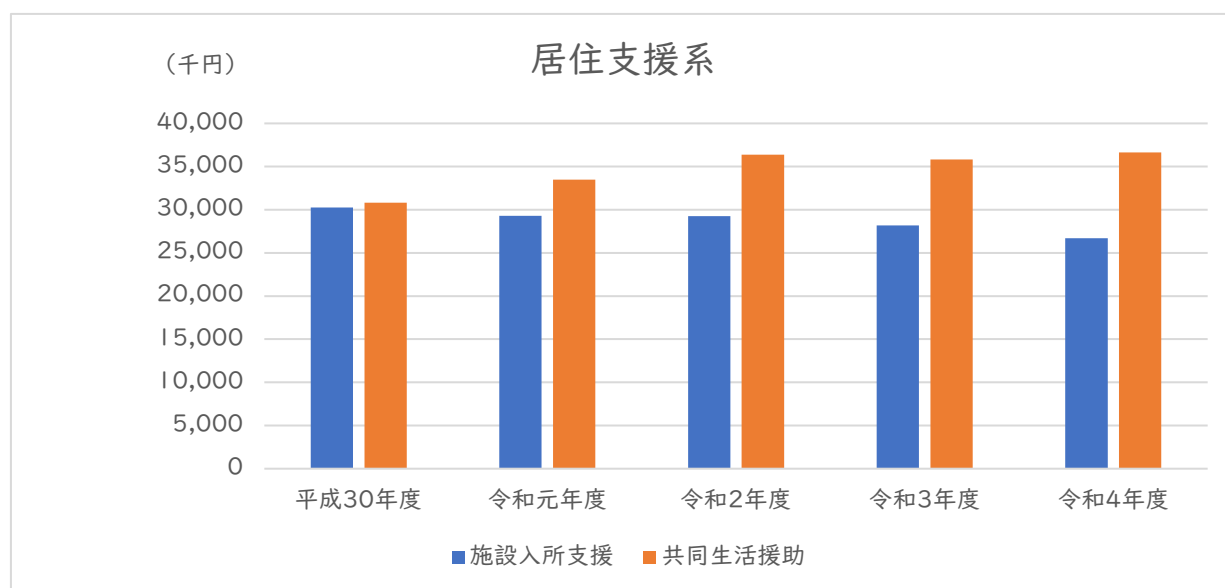
表 10 居住支援系

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設入所支援	年間延利用者数(人)	256	247	234	220	199
	年間延利用日数(日)	7,553	6,995	6,930	6,416	5,835
	給付費(円)	30,251,268	29,286,121	29,258,116	28,165,658	26,695,685
共同生活援助	年間延利用者数(人)	212	226	235	227	223
	年間延利用日数(日)	5,910	5,561	6,343	6,193	6,302
	給付費(円)	30,798,352	33,479,820	36,375,390	35,817,853	36,628,673

各年度末現在(各年4月～翌3月利用分)

資料:階上町介護福祉課

グラフ 9 居住支援系



各年度末現在

資料:階上町介護福祉課

～ 訓練系サービス ～

就労移行支援は減少傾向にありますが、就労継続支援B型が増加しており、今後も更に増加が見込まれます。これは、就労移行支援の標準利用期間が2年間と定められており、標準利用期間内に一般就労に結びつかなかった人が就労継続支援B型に移行するケースが多いことが増加の理由と考えられます。就労継続支援A型は増加傾向にあります。

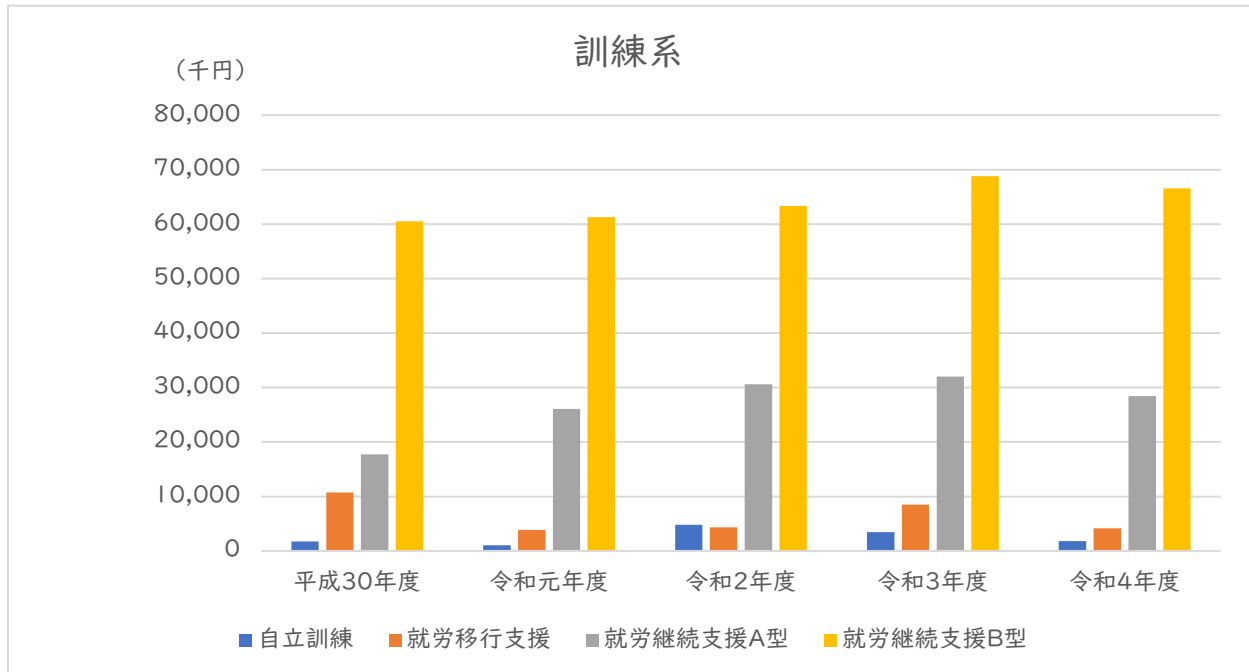
表 11 訓練系

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立訓練	年間延利用者数(人)	16	12	33	24	14
	年間延利用日(日)	434	327	887	624	286
	給付費(円)	1,371,321	1,056,258	4,795,340	3,438,670	1,816,290
就労移行支援	年間延利用者(人)	69	27	24	34	20
	年間延利用日(日)	993	338	425	766	333
	給付費(円)	10,759,080	3,836,270	4,327,489	8,531,150	4,172,690
就労継続支援A型	年間延利用者(人)	149	179	208	190	173
	年間延利用日(日)	2,771	3,551	4,294	3,964	3,517
	給付費(円)	17,708,840	26,073,037	30,629,161	31,989,410	28,449,660
就労継続支援B型	年間延利用者(人)	552	532	535	559	534
	年間延利用日(日)	9,236	8,715	9,384	9,930	9,326
	給付費(円)	60,527,510	61,286,694	63,315,870	68,832,793	66,578,060

各年度末現在(各年4月～翌3月利用分)

資料:階上町介護福祉課

グラフ 10 訓練系



各年度末現在

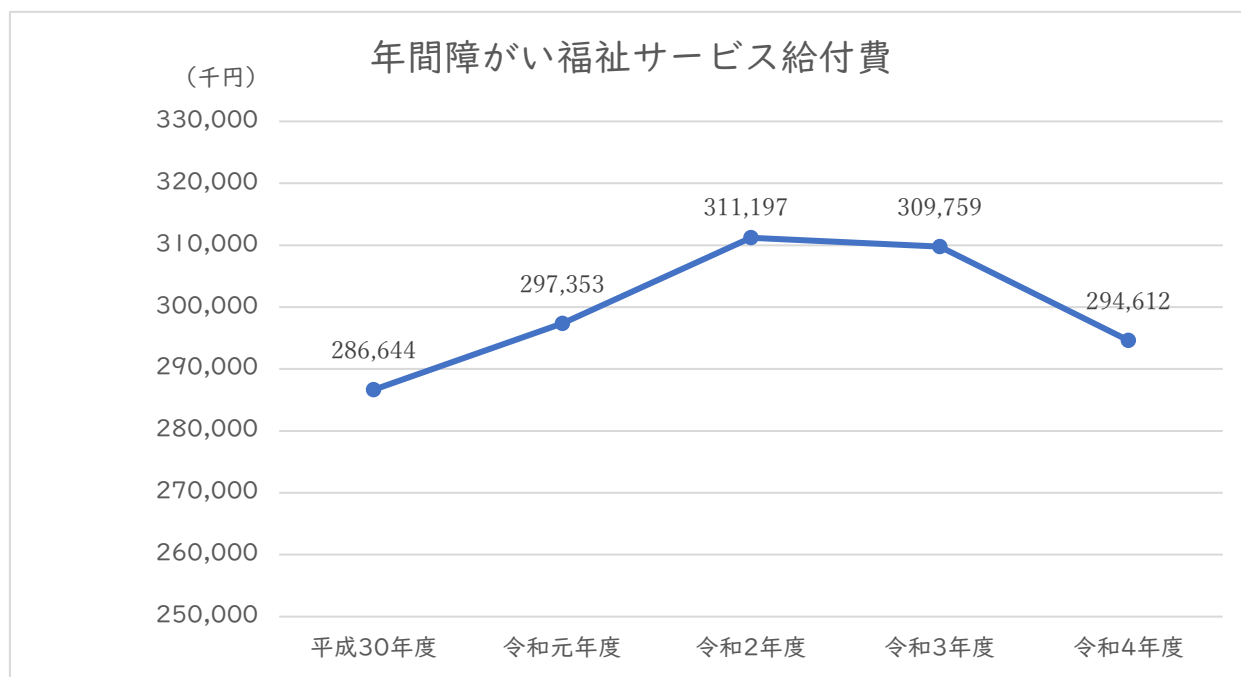
資料:階上町介護福祉課

～ 自立支援給付費について ～

自立支援給付費は、自立支援法開始から年々増加し続けており、グラフ 11 をみると分かるように、年間障がい福祉サービス給付費は、令和 4 年度は減少したものの増加傾向で推移してきました。

サービスごとにみると、就労継続支援A型・B型（表 11・グラフ 10）、生活介護（表 9・グラフ 8）、共同生活援助（表 10・グラフ 9）の給付費が多くなっています。サービス利用者は年々増加傾向にあり、今後も増加していくことが考えられます。厚生労働省による統計「障害福祉サービス等の利用状況について」によると、障がい福祉サービスの利用者数は全国で令和 5 年 3 月分が約 100 万人となっており、令和 3 年 3 月からの 2 年間で 7 万人以上も増加しています。サービス種類別の利用者数では、就労継続支援B型が約 33 万人で最も多く、次いで生活介護が約 30 万人、居宅介護が約 20 万人、共同生活援助が約 17 万人となり、当町でのサービス利用状況は全国的な傾向と一致しているといえます。また、全国の給付費も毎年増加しており、令和 5 年 3 月分の給付費は 2,400 億円を超えている状況で、令和 3 年 3 月からの 2 年間で約 265 億円も増加しているため、今後も増加していくと考えられます。

グラフ 11 年間障がい福祉サービス給付費



各年度末現在

資料:階上町介護福祉課

(2) その他の福祉・医療制度の利用状況

①補装具の給付

表 12 補装具の給付件数

(単位:件)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
障がい者	交付	15	23	24	12	25
	修理	22	30	29	31	20
障がい児	交付	4	4	2	10	3
	修理	1	1	3	1	0
計		42	58	58	54	48

各年度末現在

資料:階上町介護福祉課

補装具の給付件数は交付と修理を合わせて、毎年 40～50 件前後になっています。

②日常生活用具の給付

表 13 日常生活用具の給付件数

(単位:件)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
介護・訓練 支援用具	障がい者	0	4	2	3	0
	障がい児	0	0	0	0	0
自立生活 支援用具	障がい者	2	3	1	1	2
	障がい児	1	0	0	0	0
在宅療養等 支援用具	障がい者	3	1	0	1	1
	障がい児	0	1	0	0	0
情報・意思 疎通 支援用具	障がい者	4	5	0	0	0
	障がい児	0	0	0	0	0
排泄管理 支援用具	障がい者	317	350	382	370	322
	障がい児	0	0	0	0	0
住宅改修費	障がい者	0	0	0	0	0
計		327	364	385	375	325

各年度末現在

資料:階上町介護福祉課

全ての年度において、日常生活用具の給付種目の中で排泄管理支援用具が一番多くなっています。排泄管理支援用具の中でも、ストマ（人工肛門・人工膀胱造設者用の収納袋）の支給が大半を占めています。ストマを利用している方は、がんが原因で排泄管理用具が必要となった場合が多く、がんが本町の内部障がいをもつ身体障がい者の増加の原因の一つと考えられます。日本では、推計で毎年約 15 万人もの人が大腸がんと診断されており、生活の質を維持するためにも、がん検診の受診率向上に取り組み、早期発見・早期治療を進める必要があります。

③自立支援医療（更生医療）の給付

表 14 更生医療・育成医療の給付件数

(単位:件)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体 障がい者 更生医療 給付	一般	2	4	2	1	1
	心臓	11	10	7	10	18
	人工透析	47	56	41	66	55
計		60	70	50	77	74

各年度末現在

資料:階上町介護福祉課

(単位:件)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
育成医療給付		6	3	5	4	2

各年度末現在

資料:階上町介護福祉課

更生医療の給付の中で、最も申請件数が多いものが人工透析となっており、増加傾向にあります。人工透析に係る医療費の自己負担額は、各医療保険制度の高額療養費制度により 1 か月 1 万円に軽減されています。更生医療は高額療養費制度で発生した自己負担額を更に軽減する制度です。更生医療を利用して発生した自己負担額については、低所得者の方の場合、青森県の単独事業である重度心身障がい者医療費助成制度を併用することで、毎月の医療費をほぼなくすることができます。

しかし、透析に係る医療費は外来で月平均 40 万円程度かかり、社会全体の負担額を考えると見逃すことができない金額です。また、一度透析を導入すると、週に 2～3 回数時間の透析が必要となり、生涯人工透析から離れることが出来なくなります。人工透析の原因の一つである糖尿病は生活習慣病であり、改善せずに放置していると、透析の他に失明してしまうなど日常生活を送ることが困難になってしまう恐ろしい病気です。人工透析に至らないように、健康増進の取組を進めていく必要があります。

また、更生医療が 18 歳以上の障がいをもつ方を対象としているのに対して、育成医療は、障がいをもつ児童（18 歳未満）が対象です。児童の生活の能力を得るために身体障がいを除去、軽減する手術等についての医療費の給付を行うもので、必要な治療を受けることで、児童の生活を改善し、将来障がいを残さないことを目的としています。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

国の障害者基本計画の基本理念である共生社会の実現に基づき、障がいのある人が、個性の能力を十分に発揮しながら、生き生きとした生活を送ることができるよう、また、全ての人が共に暮らしていける地域社会を目指します。そのため、現状を踏まえて明らかになった課題の解決に向け、計画の基本理念を次のように設定しました。

【基本理念】

○障がい者の自立と社会参加の促進

○自然体で支え合い、共に生きるための、協働のまちづくり

～ 障がい者の自立と社会参加の促進 ～

障がい者が、自らの意思に基づき、自分の望む生活を営み、自己実現できるように支援します。個人が自分の持てる力を最大限に発揮し、主体的に社会参加できるよう必要な支援を行い、障がいがあっても、一人一人が健康だと感じ、生きがいのある生活を送れる社会を目指します。

～ 自然体で支え合い、共に生きるための、協働のまちづくり ～

障がい者の抱える問題が町民全体の問題であるという理解を深め、町民一人一人が、互いに尊重し合い、共に支え合う町づくりを展開します。個人や家族・地域が内在する力を発揮し、問題解決能力を高められるよう支援することにより、障がい者・家族・地域・事業所・行政・関係機関等と協働して支え合い、障がい者が安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 施策の体系

障がい者施策の体系は次のようになります。

基本理念		分野目標	施策目標
障害者の自立と社会参加の促進	自然体で支え合い、共に生きるための、協働のまちづくり	1 生活支援の充実	① 障害福祉サービス等の提供体制の整備 ② 在宅福祉サービスの充実 ③ 権利擁護に関する対策の充実 ④ 経済的自立の支援 ⑤ スポーツ・レクリエーション活動、文化活動の振興
		2 情報・相談・コミュニケーション環境の向上	① 情報収集・情報提供の充実 ② 相談体制の充実 ③ 情報バリアフリー化の推進
		3 雇用・就労の拡充	① 雇用の場の確保 ② 職業能力の開発・育成 ③ 就労環境の改善と定着促進 ④ 福祉的就労の場の確保
		4 保健・医療の充実	① 健診の充実 ② 保健活動の充実 ③ 医療、リハビリテーションの充実
		5 教育・育成の充実	① 早期対応の充実 ② 教育相談、就学指導体制の充実 ③ 障害児保育・教育の充実 ④ 生涯教育の体制づくり
		6 生活環境の整備	① 建築物等のバリアフリー化の促進 ② 公営住宅の整備促進 ③ 移動・交通対策の充実 ④ 防災・防犯対策の推進
		7 啓発・広報の充実	① 啓発・広報活動の推進 ② 福祉教育の充実 ③ 交流活動と相互理解の促進 ④ ボランティア活動の推進と障害者支援ネットワークづくり

第4章 障がい者施策の展開

1 生活支援の充実

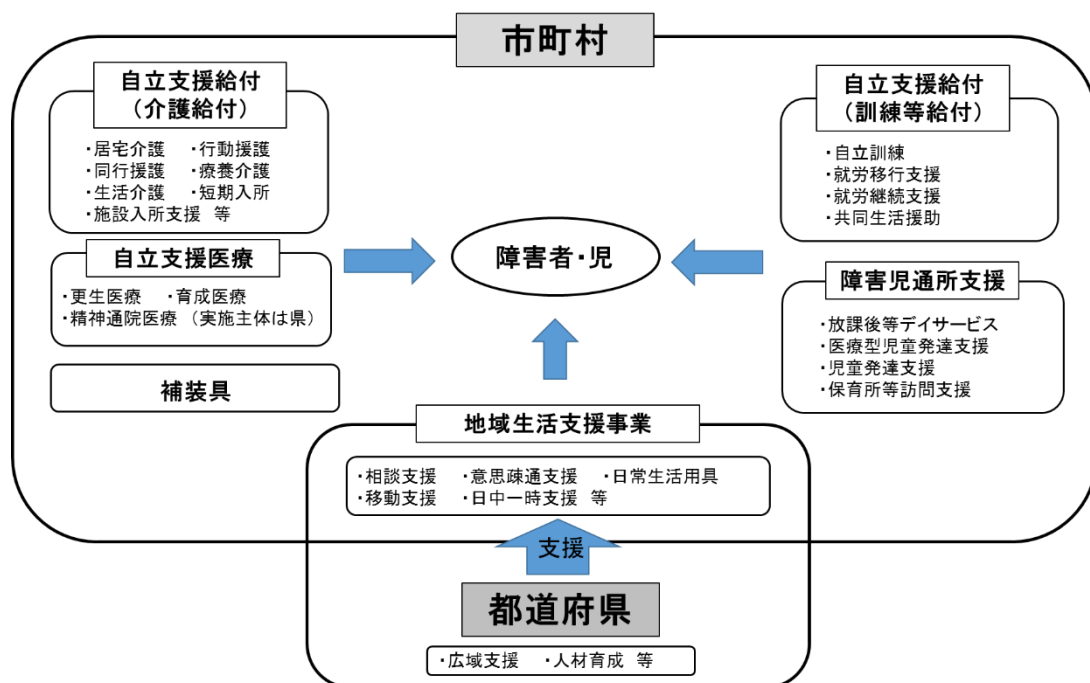
(1) 現状と課題

～ 障がい福祉サービス等の提供体制の整備 ～

平成 18 年度から障害者自立支援法による新しい制度になり、各種福祉サービスが一元化されました。障がいの種類を超えた共通の場で、それぞれの障がい特性などを踏まえたサービスを提供することができるようになりました。

具体的には、障がい者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、日中活動の場と居住の場を分離し、24 時間施設で生活するのではなく、地域と交わる暮らしの実現を目指します。さらに、入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用実態の差異などの問題が解消することを目指します。

【自立支援システムの全体像】



町内の日中活動系のサービス提供事業所は、増加傾向にあり、平成 18 年度は、町社会福祉協議会とのぎく園の 2 か所でしたが、事業所も徐々に増加して 10 か所になり支援体制は充実

されてきています。また、各障がいに対応できる八戸市内や三戸郡内の事業所も多く、送迎サービスも実施していることから、個人のニーズに合わせて、サービス内容を選択し利用しやすい環境になってきました。

これにより、在宅生活と日中活動の支援を受けながら社会参加する障がい者は、増加傾向にあります。また、平成 24 年度からは、特定相談支援事業及び障がい児相談支援事業が開始され、令和 4 年度末現在、町内には事業所が 1 か所あり、近隣市町村にも増加しています。この事業を活用し、利用者一人一人に対し、身近な地域で効果的・効率的にサービスが提供できるよう充実に努める必要があります。

表 15 町内サービス提供事業所

(単位:か所)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	9 か所	9 か所	9 か所	10 か所	10 か所
居宅介護	3	3	3	4	4
重度訪問介護	3	3	3	3	3
行動援護	2	2	2	2	2
生活介護	2	2	2	2	2
共同生活援助	2	2	2	2	2
就労移行支援	0	0	0	0	0
就労継続支援 A 型	1	1	1	1	1
就労継続支援 B 型	3	3	3	3	3
児童発達支援	1	1	1	1	1
保育所等訪問支援	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	5	5	5	5	5
相談支援	1	1	1	1	1

各年度末現在

資料:階上町介護福祉課

～ サービスの支給のための給付費の確保 ～

平成 18 年度障害者自立支援法の施行に伴い、それまで、国や県で給付されていたサービス給付費の自立支援給付に関してはその費用の 25%を市町村で負担することとなりました。また、地域生活支援事業については市町村の判断で実施するものも多く、25%以上の負担割合でサービス提供を実施しています。

今後はサービス利用申請者の増加に伴い、給付費の増加が見込まれることから、疾病予防のためのこころと体の健診の強化や、障がいを残さないための予防的取組、重症化の予防や回復のための取組が重要となると考えます。町民及び関係者と連携した、乳幼児期からの早期支援体制の確立、精神保健福祉活動の充実強化が必要となってきています。

また、地域生活支援事業の中で、地域ボランティア活動と連動しながら、福祉サービスを充実していく取組が必要となっております。

～ 介護等の日常生活支援 ～

表 16 介護系サービス利用状況

(単位:人)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	知的障がい・ 発達障がい 疑い	備考
居宅介護	6	3	3	－	
生活介護	14	26	0	－	在宅分
行動援護	0	2	0	－	
同行援護	2	2	0	－	
計	22	33	3	－	
療養介護	7	0	0	－	
施設入所支援	6	11	0	－	
計	13	11	0	－	
医療型児童発達支援	2	0	0	0	
児童発達支援	2	2	0	2	
放課後等デイサービス	4	14	0	6	
計	8	16	0	8	
短期入所	10	21	0	0	

令和 4 年度末現在

資料:階上町介護福祉課

在宅生活をしながら介護サービスを受けている方は、令和 4 年度末現在、特定疾病以外の身体障がい者（児）22 人、知的障がい者（児）33 人、精神障がい者 3 人となっています。利用状況では、生活介護、同行援護の利用が増加傾向にあります。重度の対象者は、ショートステイ等を活用しながら、継続的に家族が介護できるよう支援しています。

自宅で介護困難な方は、療養介護 7 人、施設入所 17 人の方がサービスを受けています。利用者の障がいの種類は、身体障がい者 13 人、知的障がい者 11 人です。

表 17 訓練系サービス利用状況

(単位:人)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	備考
宿泊型自立訓練	0	0	0	
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	
就労移行支援	0	3	2	
就労継続支援 A 型	3	8	9	
就労継続支援 B 型	7	32	12	
就労定着支援	0	0	1	
グループホーム	0	11	8	
合計	10	54	32	

令和 4 年度末現在

資料:階上町介護福祉課

日中の生活は、社会復帰や就労のために支援を受けて生活している方が増加し、主に知的障がいの方の利用が伸びています。

表 18 主な地域生活支援事業利用者

(単位:人)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	備考
日中一時支援	0	(7) 11	0	()は児童
移動支援	0	0	0	
訪問入浴	0	0	0	
合計	0	(7) 11	0	

令和 4 年度末現在

資料:階上町介護福祉課

平成 18 年に、町の実情に合わせて柔軟に実施する地域生活支援事業が創設され、介護者不在の時に利用する日中一時支援を 11 人、うち児童が 7 人利用しています。また、一人暮らしの方は、移動支援を利用し買い物や美容院等に出掛けています。いずれも、在宅サービスの充実のために、保護者や家族が不在の時に利用できるよう行っています。

～ 権利擁護の問題 ～

日常生活自立支援事業は、判断能力の不十分な方々（知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など）を対象に、福祉サービス利用手続に関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度です。

近年、親族の死亡等で支援を必要な対象者は増加傾向にあります。今後は、ますます、親族がなく、高齢化のため、金銭管理等も含め生活支援する人が必要とされる対象者が増加することが予測されます。日常生活自立支援事業をはじめ成年後見制度などの判断能力の不十分な方々の権利を擁護する事業を知的障がい者、精神障がい者及びその家族に対し制度の普及を図り、必要とする方の利用につなげていく必要があります。

これまで、日常生活自立支援事業については、町社会福祉協議会や八戸市社会福祉協議会と連携し、本人及び家族に説明し進めてきましたが、開始に当たっては、ケア会議等を開催し、本人の状況を支援者が共通理解して経済的に安定し、他者から金銭や財産に関して脅かされることのないよう支援していく必要があります。

今後は、申請手続可能な親族がいない方のためにも、地域生活支援事業の中で支援できるよう、体制を整備していく必要があります。

～ 障がい者等に対する虐待の防止 ～

障がい者虐待の防止、障がい者の養育者に対する支援等に関する法律(障がい者虐待防止法)が、平成24年10月1日から施行されました。障がい者虐待対応相談窓口(階上町障がい者虐待防止センター)の開設や虐待防止への対応をするための体制整備がされています。特に措置後の施設受入先が必要になるため、連携中枢都市圏等での検討が必要です。

～ 経済的な負担 ～

本人や家族に困っていることを尋ねると、経済的な負担を挙げることが多い状況です。

中でも、年金保険料未納者が障がいをもつことで、経済的に困窮するケースが多く、就労支援や生活保護等の担当者と連携しながら対応しています。

障害者総合支援法による本人負担は、非課税世帯は無料となり、経済的な面でもサービスを利用しやすくなりました。障がい者本人が、社会参加により経済的に自立した生活ができるように、サービスを提供し、就労技術を向上させる支援が必要とされています。

その他、経済的な負担を軽減するため、自立支援医療や重度心身障がい者医療、補装具や日常生活用具の給付制度、住宅改修費の助成制度などを周知し、利用促進に取り組んでいます。

～ 社会参加・余暇活動の充実 ～

障がい者がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要です。また、障がい者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。

サービス提供事業所や障がい者団体が主催する、スポーツや文化活動、レクリエーション活動に積極的に参加することで、障がいの種別、程度にかかわらず、誰もが気軽に参加できるような機会を増やしていく必要があります。そのため、町の障がい者団体の「手をつなぐ育成会」や「身体障害者福祉会」の活動に補助をしています。

～ 障がい福祉分野 協働のまちづくり ～

○家族のネットワークづくりと町民に障がい福祉理解の発信

幼児、児童、生徒の知的、発達障がい児の保護者を中心とした「ほほえみくらぶ」は、子どもの自立支援のための家族学習会から発展し、平成 20 年に自主活動を開始しました。令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を自粛していましたが、今後は情報交換会を開催していく予定です。

精神障がい者の家族は、年 1 回開催されていた精神障がい者家族懇談会から発展した「精神障害者家族学習会」に、年 6 回、障がい者家族が集い悩みを分かち合い、学習してきました。参加者の共通のテーマは、精神障がい者の「親なき後の安心」であり、そのための家族支援について学習していきます。

(2) 今後の取組

① 障がい福祉サービス等の提供体制の整備

- 年齢、障がいの種類、程度などにかかわらず、必要なサービスが受けられるよう、各種障がい福祉サービス提供事業所との連携体制を構築します。
- 障がい者が、身近な地域で不自由のない快適な生活が送れるよう、地域活動支援センターと連絡会を開催し、生活支援事業を推進します。
- 安定したサービス提供ができるように、給付費用の効果的活用を目指します。

② 在宅福祉サービスの充実

- 障害者自立支援協議会を開催し、福祉サービス全般について、障がい者団体、家族会等、事業者と一緒に検討し、サービスの充実強化に努めます。
- サービスの質の向上を図り、自立を促進するために、ケア会議を開催します。
- 相談支援事業やサービス等利用計画を作成し、障がい者が、より充実した生活を目指せるように、効果的なサービスを提供します。
- 障がい者を介護する家族支援から、家族学習会等で介護力の向上を目指します。また、家族が主体的に活動できるように支援します。

③ 権利擁護に関する対策の充実

- 町社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の普及と利用促進に努めます。
- 必要な対象者に成年後見制度の普及と利用促進に努められるよう地域活動支援センターを中心に実施について検討し体制を整備します。
- 障がい者虐待防止対応の体制整備を推進し、緊急措置が必要な場合に対応できるよう関係機関と連携します。

④ 経済的自立の支援

- 就労可能な障がい者が就労するための支援体制整備に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターみなと、ハローワーク、就労移行支援事業所等の連携により、就労のための個別支援を充実します。
- 就労継続支援A型・B型の利用により、一般就労や障がい者雇用が困難な場合の就労のために支援を充実し就労技術の向上を目指し、工賃のアップに貢献できるように支援します。
- 障がい者の所得保障のため、各種手当制度等の周知徹底に努めます。また、必要時、他の制度担当者と連携できるように相談体制を整備します。
- 重度医療、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）等の制度の周知と円滑な

支給に努めます。

○税の減免制度や各種サービス割引制度について周知を図ります。

○障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、ＪＲやバス公共交通機関の利用助成制度の普及を図ります。

⑤ スポーツ・レクリエーション活動、文化活動の振興

○町社会福祉協議会、地域活動支援センターと連携し、余暇、文化活動の場の提供をする一環として、スポーツ交流会の開催等を提供します。また、障がい者がスポーツに親しむ機会を提供する障がい者団体や家族会、スポーツ団体と連携します。

○発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。

2 情報・相談・コミュニケーション環境の向上

(1) 現状と課題

～ 情報の取得について ～

新規に手帳を取得する際に、「障がいがある方のしおり」を基本にサービス内容を紹介しています。度重なる制度改正に対しては、主に個別通知をして周知しており、広報やホームページへも掲載しています。

また、家族学習会や、知的・発達障がい児支援者研修会、精神障がい者支援者研修会を町全体や各地区で開催することにより、障がい者家族支援力や地域支援力を高めるために病気や障がいの理解に関する情報提供を進めてきました。

これにより、早期相談や受診につながるようになってきましたが、支援につながりにくいケースもあり、今後もより一層、具体的に専門家を交えて対面方式での情報を提供していく必要があります。

～ 情報のバリアフリー化の推進について ～

聴覚障がいはコミュニケーション支援として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣は、地域生活支援事業で実施しています。また、ホームページや電子メール、FAX、インターネット、SNSなど、有効な情報収集・コミュニケーションの手段を把握して、個別に配慮し、情報のバリアフリー化を推進しています。

視覚障がい者は、音声や点字等で情報伝達できるように、今後も個別に情報伝達方法を把握していきます。

～ 相談体制について ～

障がい福祉の相談については、これまで多くの方が、町介護福祉課に相談していますが、障がいの状態により支援内容が多岐にわたり、精神障がいや発達障がい等より専門的支援が必要となるケースもあります。そのため、サービス利用に至ったケースは、事業所の支援員に相談し、支援員からの声がけにより、安心できる生活を過ごしている方が増加してきました。このことで、再入院を予防や、就労による経済的自立を目指せる方が増加してきました。

また、複雑で総合的な相談については、地域活動支援センターの相談支援事業を活用することにより、未治療者の支援、住まい、経済的問題などを抱えているケースについては、広域的視点で問題解決に当たる体制整備が可能になってきました。

負債などの経済的問題からくる、精神的不安に関する相談については、消費生活相談のほか、法テラスや、信用生協の専門相談窓口が開設されたことにより減少してきています。

また、町社会福祉協議会の心配ごと相談に弁護士による法律相談が開設されたことも、ここに不安のあった対象者の解決方法として非常に効果的で、新たなスタートを踏み出すことで、重症化の予防につながってきています。

精神障がい者については、転入や単身のケースが増加傾向にあることから、その必要性は高まってきています。また、発達障がい者については、その支援内容に個別支援が必要になることから、相談支援体制の充実が必要とされています。

さらに、困難ケースについては、保健、医療、教育、福祉、経済、法律、消防、犯罪予防のための警察の支援等、総合的な支援が必要なこともあり、より効果的、効率的に相談ができるよう町介護福祉課と関係機関が連携した支援体制が組めるように体制の整備をしていくことが重要となっています。

既に障がい福祉サービスや障がい児通所サービス利用者については、平成 24 年度から特定相談支援事業や障害児相談支援事業を有効活用しながら、相談支援の充実を図っています。

当事者同士の相談場面として、精神障がい者家族学習会や知的・発達障がい児家族学習会から発展した「ほほえみくらぶ」等の相談活動により、新たなサービスにつながり、本人及び家族の回復力を高める支援に結びついてきています。

また、「ほほえみくらぶ」は平成 20 年度知的・発達障がい者家族学習会を重ね、平成 21 年度自主組織として立ち上げ、保護者を中心として子どもの自立支援のために自主活動を展開してきました。今後は情報交換会等により、当事者同士での支援力を高めていく予定です。

(2) 今後の取組

① 情報収集・情報提供の充実

- 町で発行している「障がいがある方のしおり」の内容を定期的に見直します。
- サービス受給者などの対象者には、個別通知をします。
- 「広報はしかみ」等の広報紙、町のホームページを活用し、各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉などに関する情報提供の充実を図ります。
- 支援者研修会等により民生委員・児童委員や相談員に対して支援技術の向上を目指し情報提供します。
- 一般町民を対象に疾病や障がいの理解に対する教室等の開催により、最新情報を提供します。

② 相談体制の充実

- 窓口担当者の研修会参加等により、資質の向上を図り、利用者にとって身近で相談しやすい窓口となるよう努めます。
- 外出が困難な障がい者に対応するため、電話やFAX、電子メールによる相談のみならず、訪問相談による支援を充実します。
- 地域活動支援センターや町社会福祉協議会と連携し、効果的相談支援の充実を図ります。
また、地域活動支援センター委託事業である住宅入居支援や成年後見制度利用支援なども含めた相談支援事業の効果的な実施と内容の充実に努めます。
- ケア会議を開催し、支援目標を共有して効果的事例対応に取り組みます。
- 計画相談支援給付事業を通じて、相談支援専門員による相談支援体制の充実を図ります。
- ピアカウンセリング（障がい者自身が他の障がい者からの相談に応じ、助け合う方法）の実施に関し、その必要性和実現の可能性も含めて地域活動支援センターなどと検討していきます。
- 障がい者家族会の設立支援、活動支援に取り組みます。
- 障がい者家族会等についての理解を深め、より多くの障がい者の会への参加を促します。
- 障がい者の閉じこもり予防のため、交流の場について検討し、社会参加を促します。
- 民生委員・児童委員との連携を深めるため、意見交換及び情報の共有化を進めます。

③ 情報バリアフリー化の推進

- 手話通訳者や要約筆記者の派遣（地域生活支援事業）を行い、障がい者のコミュニケーションを支援し、社会参加を促進します。
- 点訳、朗読、手話、要約筆記等のボランティアの養成・派遣を促進し、障がい者のコミュニケーションを支援します。

3 雇用・就労の拡充

(1) 現状と課題

～ 収入の不安 ～

障がい者が社会的に自立し地域で安定した生活を送るためには、経済基盤を整えるため、職業に就くことが必要です。障がい者の多くは、収入の少なさに対する悩みや不安を抱えています。また、特に知的障がいや精神障がい者は、働く意欲があっても働く場が少ないことで悩みや不安を持っており、障がい者を取り巻く経済・雇用環境は厳しい状況となっています。八戸公共職業安定所管内における令和4年度の障がい者の実雇用率(※実雇用者数に占める障がい者の割合)は2.53%で、法定雇用率(2.3%)を上回る状況ではありますが、一般就労が困難な方にとっては福祉的就労の場が自立した生活や社会参加の場として重要な役割を担っています。

また、平成25年4月1日より国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が施行され、物品等を障がい者就労施設等から調達するよう努めることとされています。本町においても障がい者就労施設等から物品等を受注していくよう努めていきます。

～ 雇用の場の確保 ～

八戸公共職業安定所管内における令和4年度の障がい者の実雇用者数は1,141.0人と前年度に比べ33人減少しています。障がい者が就労し職場定着し安心した生活を送れるよう、関係機関とも連携を図りながら雇用の場の確保や促進のための企業等への支援のほか、就労意欲のある方への相談支援体制の構築を図っていく必要があります。

(2) 今後の取組

① 雇用の場の確保

- 障がい者を雇用する場を確保するために町内企業との協力や連携を深めるとともに企業における障がいの理解や雇用を促進します。
- 関係機関と連携し一般企業と障がい者とのマッチングを図り、障がい者雇用に関する情報提供や相談支援機関等について情報提供の普及に努めます。
- 就労意欲のある方の就労相談や就労へ結びつけられるよう相談支援体制の構築を図っていきます。

② 職業能力の開発・育成

○就労へ関する障がい者のニーズや特性を把握しながら就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けられるよう、障がい福祉サービスに関する情報提供や支給決定を行います。

③ 就労環境の改善と定着促進

○八戸公共職業安定所や商工会等と連携し、事業所に対して職場環境の改善を啓発するとともに、障がい者の就労後の悩みに関する相談に応じ、就労定着支援に努めます。

○職場定着率を高めていくために関係機関とも連携し必要な制度を活用していけるよう努めます。

○青森障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等との連携により職場定着支援や生活支援を行い、就労の継続を目指します。

④ 福祉的就労の場の確保

○日中活動の場を確保するため、関係機関と連携を図りながら、障がい福祉サービスにおける就労移行支援、就労継続支援等のサービス提供に努めます。

○国等による障がい者就労施設等からの物品等の推進等に関する法律に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の受注機会の拡充に向け、関係機関と連携を図り努めていきます。

4 保健・医療の充実

(1) 現状と課題

～ 関係機関の連携 ～

本町における障害者手帳交付者数は年々増加傾向となっています。等級別で比較した場合、1 級判定されている方が増加しており、障がいの重度化が増加しています。障がいの重度化を防ぐために早期発見・早期治療、早期療育やリハビリテーションを受けることができる体制整備と保健・福祉・教育の連携が必要です。難病においても指定難病・小児慢性特定疾病の拡充における医療費助成や難病患者の方々が障がい福祉サービス等の対象となる国の制度改正などによりニーズが多様化してきています。そのため、障がいのある方を取り巻く環境が大きく変わってきている状況もあり、サービスの需要はこれまで以上に高くなっていくものと見込まれます。

また、平成 24 年度から自殺対策緊急強化事業を活用し、こころの健康への関心を高めるとともに、精神疾患等の予防に努めています。近年の本町における自殺者数は増減を繰り返していますが依然として自殺者はなくなる状況です。また、青年期～壮年期、高齢者の自殺者が多くみられ、関わりを必要としています。

障がいのある子どもについては、各ライフステージに応じた相談や支援を行う機関が変わることで一貫した支援が受けられない状況がみられます。

(2) 今後の取組

① 健診の充実

- 各ライフステージに応じた健診の実施と受診率の向上に取り組みます。
- 乳幼児における疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育のため、医療機関との連携を図り、妊婦健診、乳幼児健診の実施と受診率の向上に努めます。
- 成人に対して実施する特定健診及びがん検診受診率の向上に努め、疾病の早期発見に取り組みます。

② 保健活動の充実

- 妊娠時期から健康教育、健康相談、健康診査等の各種保健サービスを一層推進し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。
- こころの健康への関心を強めていくために普及活動に努めます。また、保健師や精神保健福祉士等の専門職による家庭訪問や相談支援を実施し、個別支援体制の強化に努めます。

○医療機関や関係機関等との連携を図り相談支援体制を強化するとともに、困難ケースについては、保健所の精神保健相談や訪問相談の活用により疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。

③ 医療、リハビリテーションの充実

- 障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給制度の周知に継続して取り組みます。
- 障がい福祉サービスの自立訓練（機能訓練）の提供体制をはじめ、医療機関等の関係機関との連携による一貫したリハビリテーション体制の体系的整備を検討していきます。
- 保健・医療・福祉が連携した情報ネットワークのさらなる充実に努めます。

5 教育・育成の充実

(1) 現状と課題

～ 障がいの早期発見 ～

障がいをできるだけ早期に発見するため、医療機関、教育機関、行政の連携を密にして障がい児個々の状況に応じた適切な指導・訓練・教育が行えるよう努めています。

知的障がい児については、乳幼児健診やその後の精密健康診査において把握しやすい状況になってきました。しかし、問題行動などが把握しにくいケースについては、保護者の訴えも少なく、当日の健診のみでは、把握しきれない部分もあります。

また、知的障がいを伴わない、発達障がいについては、5歳前後での発見が可能とされていますが、就学時健診結果をとらえ、療育指導している状況にあり、3歳児健診以後の転入者については、早期発見、早期支援の課題が残されている状況にあります。

そこで、平成23年度からは、町すこやか健康課母子担当や保育所担当と連携し、重点的に支援体制整備に取り組んでいます。乳幼児健診時及び健診後の相談支援体制を充実させるため、社会福祉法人サポートセンター虹から言語聴覚士の派遣依頼を行い、また、臨床心理士の協力も得ながら、個別支援を強化しています。さらに、転入時の面談により、幼児の様子を聞き取りながら、継続支援につなげることができるよう努めており、療育支援を受けやすい体制を組み始めました。今後は、この体制を更に充実強化し、保育担当者も参加しながら、障がい児相談支援事業等を活用し、効果的支援が受けられるように推進する必要があります。

一方、早期発見が可能となっても、保護者や関係者の障がいに対する理解がなければ支援が開始されない状況にあります。特に発達障がいについては、性格や、個性、しつけの問題と思われる点があり、障がいとして受け止めにくい状況にあります。このような問題を克服するためにも、児童相談所や医療機関と連携しながら、家族支援に取り組む必要があります。

～ 教育相談、教育支援体制の整備 ～

インクルーシブ教育システム構築のために、障がいのある幼児、児童、生徒が地域の小・中学校にスムーズに受け入れられる体制を整えていく必要があります。

町教育委員会と連携し、既に把握している就学前児童の教育については、個人検査を実施し、教育支援委員会の専門部会や委員会で検討を重ね、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが重要です。

また、就学時健診の結果、新たに把握されたケースや在学中に把握されたケースについては、次年度からの就学について検討しています。

表 19 教育支援委員会検討件数

(単位:人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
就学予定児	20	13	18	16	14
小学校在籍児童	28	23	22	21	24
中学校在籍生徒	2	4	6	1	2
計	50	40	46	38	40

各年度末現在

資料:階上町教育委員会

～ 障がい児に必要な教育、保育 ～

関係機関と連携し、障がい児保育や特別支援学級、特別支援学校における支援を実施しています。また、特別支援学級や特別支援学校の教育と合わせて、福祉サービスの必要なケースは、施設入所支援や放課後等デイサービス、児童発達支援、日中一時支援等の支援を実施しています。

～ 学校以外の教育の場、卒業後 ～

障がいのある子どもに対する教育・育成においては、持っている能力を最大限に伸ばし、生きる力を総合的に養うことが目標です。そのため、障がい児の適正な就学はもちろんですが、学校の放課後や長期休業時の活動の場、さらには生涯学習の場など、学校教育以外での多様な教育の場を確保していくことも求められています。

学校卒業後、障害者手帳保持者については、多くの対象者が、必要な教育や福祉サービスを受けながら、社会参加して支援を受ける機会がありますが、特別支援教育を受けていても、手帳等の申請のない対象者については把握が不十分な状況です。

(2) 今後の取組

① 早期対応の充実

○障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な措置を受けられるよう、町すこやか健康課母子担当や保育所担当、児童相談所等と連携し障がい児保育を充実します。

○発達障がいの早期発見が可能になるよう、保育園との連携や専門相談機関である特定非営利活動法人夢、県発達障害者支援センター、医療機関等と連携してより効果的な支援体制の整備に努めます。

○早期療育が適切に実施されるように、指定相談支援事業者と連携して相談支援の充実、強

化を図ります。

○知的・発達障がいのある保護者と支援者で組織されている「ほほえみくらぶ」の活動の紹介や会員による相談の場を設定することで、保護者の障がいに対する理解と対応力を高めます。

② 教育相談、教育支援体制の充実

○保育園、幼稚園への入園や進学に当たり、障がい児とその保護者からの相談に応じます。

○本人や保護者の意向を尊重しつつ、町教育委員会と連携を強化し、児童生徒の成長を促進するためのより良い教育機関を選択できるように支援します。

○障がいに関する支援者研修会の開催等で、具体的な療育、教育相談、教育支援に関する広報を充実します。また、障がい児に関わる療育・教育相談や教育支援等のパンフレット等を配布し周知に努めます。

③ 障がい児保育・教育の充実

○障がいのある子どもが生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育が受けられるよう、障がい児保育事業と連携し、支援者の人員の確保や支援技術の情報提供に努めます。

○保育園や町教育委員会と連携し障がいに関する支援者研修会の開催などにより、支援技術を高めるための情報提供をします。

○学校施設のバリアフリー化は進められていますが、児童、生徒が安心して楽しく学校生活を送れるよう、障がいを配慮して、障がい児の就学機会を拡充します。

○障がい児一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者との連携を深め、発達段階に応じた個別的教育支援計画を立てることにより、障がい者の教育を長期的な視野から継続的に支援します。

④ 生涯教育の体制づくり

○放課後デイサービスなど、学校外での活動の場を確保し、社会参加を促進しながら障がい児教育を支援します。

○学校教育を修了しても引き続き学習が続けられるよう、卒業時にケア会議を開催するなどにより、教育的配慮に基づき地域生活ができるように支援会議を検討し実施します。

○町教育委員会を中心に、町すこやか健康課、学校現場や関係機関と連携を図り、生涯学習環境を整えます。

6 生活環境の整備

(1) 現状と課題

～ 生活環境のバリア ～

障がいの有無にかかわらず、地域住民誰もが相互に尊重し支えあう共生社会を実現するためには、「移動・交通手段の問題」「段差・道幅などの物理的障壁」を解決していく必要があります。移動手段の確保や移動できる環境の整備を進めることによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がいをもつ方の積極的な社会参加にもつながっていくことを意味します。そのため、障がいの有無に関係なく、全ての人が利用しやすい交通機関の導入、交通機関の円滑な連携などが必要となってきます。

～ 住まいの確保 ～

障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。その設備や立地条件は障がい者、高齢者に関わらず、社会から排除される可能性がある人たちに配慮されたものでなくてはならず、今後の町営住宅の供給や整備においては、これらの点に配慮されたものとなるよう努める必要があります。障がい者の社会復帰に向けて、知的障がい者をはじめとしたグループホームに対する要望が今後増えてくることが予想されます。

そのため、障がい者が入所施設や入院生活から住み慣れた地域に戻り、安心して暮らし続けることができるようにするため、グループホームなど居住の場の確保や利用支援に取り組む必要があります。

また、障がい者総合支援法では、入院中の精神障がい者の退院促進や、精神障がい者の地域生活支援が重要な目標となっており、精神障がい者の地域移行に関わる支援が必要となっています。住み慣れた地域で暮らせるように、病院や出身地域の自治体と協力し、適切な受入先を検討する必要があります。

～ 防災・防犯対策 ～

障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが大切です。このため、町では平成 24 年度に要配慮者登録制度について要綱を定め、要配慮者台帳管理システムを導入しました。これにより災害時に家族等の援助が困難な一人暮らしの方や体に障がいを持っている方々を対象とした台帳の整備をし、一人一人の個別避難支

援計画を作成しています。情報共有に同意した方々の名簿は、町の関係部署、消防本部、警察署、民生委員・児童委員、地域支援者や自主防災組織、町社会福祉協議会等と情報を共有し、平常時はもとより、災害発生時における安否確認、避難誘導及び避難後のケア等の安定した支援体制を整えるために活用します。今後もより一層、町内会などの積極的な活用や自主防災組織の育成・強化を図り、自助・共助・公助の精神の養成を図るとともに、地域の防災・減災ネットワークづくりを推進していくことが必要です。

また、防災無線放送については、平成 23 年 5 月から防災無線電話応答サービスを開始し、平成 28 年 7 月からはホームページにその内容を掲載開始、平成 31 年 4 月からはほっとスルメールによる配信を行っています。

○災害情報ネットワーク

災害時に備え、障がい者にも通報しやすいシステムの導入や災害情報ネットワークの整備等を進め、その情報を提供する活動も進めます。八戸消防本部では、聴覚・言語障がい者の方からの緊急通報を受信できるシステム「NET119」を運用しています。今後、広く周知するため広報への掲載、対象者への利用案内等の配布をします。

○避難所の運営

避難所が開設された際には、障がい特性に応じたコミュニケーション支援等や医療サービスの提供システムを整備する必要があります。救急患者が発生した際に、救急車がすぐに駆けつけられない事態も想定されます。避難所においては障がい者に配慮した居場所の確保や、状況に応じた福祉避難所への移動体制を含め、消防との連携を考える必要があります。東日本大震災時には、電話が不通になった際にも、通信方法が異なるメールは送受信できたというケースもありました。被災地で取り残された人が、X（旧ツイッター）などインターネット上で情報発信や救援要請をした事例もあります。今後は I T を活用し、緊急時の連絡体制の複数化を進めていきます。

○福祉避難所（二次的避難所）の開設

大規模災害時には福祉避難所の開設など、避難所において特性に応じた受入体制が必要です。福祉避難所の確保については、平成 25 年 4 月 1 日に町内 13 の社会福祉事業者と福祉避難所の確保に関する協定を締結しました。階上町内で障がい者の福祉避難所として協定を結んでいる障がい者の事業所は、17 か所となっていますが、大規模災害時には、高齢者施設においても障がい者の受入ができるよう体制を整えています。

(2) 今後の取組

① 建築物等のバリアフリー化の促進

○住宅改修に関する相談体制を整備し、住宅改修費の助成（地域生活支援事業）制度の利用

を促進します。

○総合振興計画の見直しなど、町の環境整備を検討する場の中に、障がい者をメンバーとして加えることを検討します。

② 公営住宅の整備促進

○町営住宅の長寿命化計画に基づく計画的な維持改修を行うとともに、大規模な改修又は建替えの際には、障がい者専用住宅の整備を検討します。

③ 移動・交通手段の充実

○障がい者の移動の円滑化を促進するため、バス、タクシー事業者に対し、障がい者に対応した低床バス、リフトバス、リフトタクシー等の導入を働きかけます。

○社会参加を目的とした移動支援を実施します。（地域生活支援事業）

④ 防災・防犯対策の推進

○障がい者自身による地域防災ネットワークへの積極的な参画を促します。障がい者自身が参加することにより、自身の避難能力の向上と同時に、災害時に支援が必要な障がい者情報も共有化され、より効果的な防災対策となります。

○個人情報の保護に十分配慮しながら、単身者や障がい者世帯を中心に支援者が必要な障がい者の生活実態を把握します。また、要配慮者台帳管理システムを活用し、情報共有に同意した方々の名簿を関係機関と情報共有し、災害時における安否確認、避難誘導及び避難後のケア等の安定した支援体制を整えます。

○避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法についての啓発・広報として、広報紙のほかに、地震ハザードマップ・津波避難地図の配布を行います。また、全戸に配布される広報紙やパンフレット等に町の避難所情報等を掲載していきます。

○福祉避難所は広域的利用が可能になり、その利用に関しては、近隣市町村と連携し迅速に対応できるよう連携体制を推進します。

○障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急連絡網、ファックス 110 番等、緊急通報・連絡体制を整備、充実します。

○町内会の防災活動を一層充実させるとともに、自主防災組織の育成を積極的に推し進めていきます。防災情報を町と地域で共有化することで、自主防災組織、消防機関等と連携した防災ネットワークづくりを進めます。

○地域で行われている見守り、パトロール活動を支援し、自主防犯組織の育成と地域安全運動等安全なまちづくりに努めます。また、電話による詐欺等に対する注意を喚起すると

もに、広報紙やパンフレット等により、犯罪情報の提供に努めます。

7 啓発・広報の充実

(1) 現状と課題

～ 障がいと障がいをもつ方に対する理解の不足 ～

障がい者が地域社会の一員として生活するためには、障がいのある方もない方も、お互いに尊重し合い、あらゆる差別のない地域社会を実現することが重要です。障がいをもつ方が安心して自立した生活を送るためには、地域住民の積極的な支援が必要ですが、障がい者及び障がい者施策について理解が十分とはいえない状況です。社会的に障がいを理解している人は増えてきていますが、障がいをもつ方が偏見や誤解をおそれ、地域の中で孤立している人がいることも考えられます。また、障がいへ関心があったり、理解を深めたりしようとしても、関わり方が分からないという方もいます。そのような障がいをもつ方に対する偏見などをなくし、理解を促進するために、広報活動が担う役割は、今後も大きく、広報・啓発活動を積極的に推進していく必要があります。

～ 交流活動、福祉教育の充実 ～

障がい者に対する理解や認識を深めるために、地域住民一人一人が関心を持ち、意識を改善しようと心掛ける必要があります。障がい者と触れ合う機会がなければ、お互いのことを知る機会もないため、福祉活動従事者などと協力し、共に生きることを推進していくことが重要になってきます。

～ ボランティア活動の推進 ～

地域の中で障がいのある人と住民が交流する上で、ボランティアの役割が重要となります。また、障がい者を対象としたボランティア活動の推進は、障がい者にとって単に日常生活の必要が充足されるというだけにとどまらず、お互いに精神的な豊かさをもたらすものとして極めて有意義です。地域住民が各種のボランティア活動に参加することにより、障がい者に対する理解や認識を深めることができます。

事前にボランティアの受入れについて、整備しておくことで、平時だけでなく、災害時にも大きな役割を果たすことが期待できます。また、障がいをもつ方自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことにより、地域住民との交流を深めることにつながっていくことは大きな意義があります。

～ 企業者等に対する障がい者理解の促進 ～

障がい者の社会参加を促し、就労を促進するためには、就労先の事業主や一緒に働く従業員に障がいや障がい者に対する理解をしてもらう必要があります。そのためには福祉活動従事者による地域社会での情報発信も必要です。就労支援事業所と連携しながら、実習の受入先の確保や、障がい者の就業へ向けた取組を広報していきます。

(2) 今後の取組

① 啓発・広報活動の推進

- 町の広報紙を利用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、啓発を目的としたポスターやパンフレット等の配布に努めます。障がいのある人に対する理解を促進し、偏見や誤解の防止に努めます。
- 地域の障がい者福祉に関わる様々な団体や障がい者団体との協働関係に基づいた事業実施についても検討します。
- 全ての障がい、障がい者に対する理解はもちろん、特に理解が遅れていると考える精神障がい、発達障がい、内部障がい等のある人に対しての地域の理解を浸透させていくための取組を実施していきます。
- 身体障がい者補助犬の理解や啓発に努めていきます。
- 障がいのある方（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい）や難病・内部障がい等の外見から分かりにくい障がいのある方への配慮を促す「ヘルプマーク」等の障がい者に関係するマークの普及に努めていきます。
- 企業の事業主や従業員に障がいや障がい者に対する理解をしてもらうために、実習の受入先の確保や、障がい者の就業へ向けた取組を広報していきます。

② 福祉教育の充実

- 幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うため、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。
- 特別支援学級と通常学級の児童・生徒との日常的交流を基盤とした相互の理解を促すとともに、教科における交流教育を支援します。
- 現在、教育支援委員会において開催している教職員に対する特別支援教育の研修を更に充実させ、保育所等を含め、障がい児などの特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に対する指導力の向上及び学習指導の改善、充実を図ります。
- 精神疾患の予防、治療、サポートをするために知識を深める活動を検討し、精神障がいに対する理解の促進に努めます。

③ 交流活動と相互理解の促進

- 住民や民生委員・児童委員等対象の講演会、研修会を開催します。
- 障がい者家族会活動の中に、地域との交流会を増やします。
- スポーツ交流会、学校の学習の場において、障がい者との地域住民の交流の機会を増やし、障がい福祉への理解と関心につながるよう意識し取り組みます。

④ ボランティア活動の推進と障がい者支援ネットワークづくり

- ボランティア活動に関する広報を継続的に行い、ボランティア活動への参加を地域住民に對して広く呼び掛けます。
- ボランティア活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする側と、活動する側のコーディネートを行います。
- ボランティアを対象に、障がいに関する研修会を開催し、障がい者支援の専門性を持ったボランティアの育成を目指します。
- 町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの支援ネットワークづくりを進めていきます。
- 各種団体によるボランティア活動を支援するとともに、障がい者自身が参加するボランティア活動も推進していきます。

第5章 障がい福祉サービス等の提供

1 障がい福祉計画の基本的視点

(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

共生社会の理念の下、障がいの種類、程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、必要な障がい福祉サービスなどの支援を受けながら、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として支援を推進します。

(2) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス内容の充実

障がい者総合支援法により福祉サービスが障がいの種類に関わらず共通に提供されることとなっています。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に加えて、発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者に対するサービス内容の課題を踏まえ、充実に努めます。

また、障がい者の地域生活への移行、就労支援などの推進に当たっては、福祉サイドのみならず、ハローワーク、特別支援学校等の行政機関、企業、医療機関との総合的な連携により、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化などを進めます。

(3) 地域社会の理解の促進

サービス提供や基盤整備について、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることも重要です。本計画の作成に当たっては、障がい者本人のみならず地域住民、企業など幅広く参加を求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進めます。

2 令和 8 年度までに目指す数値目標の設定

国の基本方針に基づき、第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画の最終年度である令和 8 年度を目標年度として、数値目標を次のように設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本指針

- ・ 令和 8 年度末時点の施設入所者数を令和 4 年度末時点から 5%以上削減する。
- ・ 令和 8 年度末までに令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6%以上を地域生活へ移行する。

○数値目標

- ・ 令和 8 年度末までに令和 4 年度末時点の入所者数 16 人の 5%以上となる 1 人を削減することを目指します。
- ・ 令和 8 年度末までに令和 4 年度末の入所者数 16 人の 6%以上となる 1 人を地域生活へ移行することを目指します。

項目	令和 4 年度実績	目標値
施設入所者数	16 人	15 人
施設入所者数の削減見込	1 人	1 人 (削減率 6.25%)
地域生活への移行者数	1 人	1 人 (移行率 6.25%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本指針

- ・ 令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数を減少させる。
- ・ 令和 8 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 68.9%以上、入院後 6 か月時点の退院率を 84.5%以上、入院後 1 年時点の退院率を 91.0%以上とする。
- ・ 令和 8 年度の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とする。

○数値目標

- ・上記の目標は都道府県が実施主体とされているため、本町においては、都道府県の成果目標を達成するための活動指標として、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数等の見込を設定し、精神障がい者が安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

項 目	令和 4 年度末実績	目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0 人	15 人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0 回	1 回
精神障がい者の地域移行支援	0 人／月	1 人／月
精神障がい者の地域定着支援	0 人／月	1 人／月
精神障がい者の共同生活援助	0 人／月	1 人／月
精神障がい者の自立生活援助	0 人／月	1 人／月
精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)	0 人／月	1 人／月

(3) 地域生活支援の充実【変更】

① 地域生活拠点等の整備

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効率的な支援体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討することを基本とする。

○数値目標

- ・令和 8 年度末までに地域生活支援拠点等の広域的な圏域での整備について検討します。
- ・令和 8 年度末までにコーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築することを検討します。

- ・地域生活支援拠点等の機能充実のため、年 1 回以上運用状況を検証・検討することを目指します。

項 目	令和 4 年度実績	目標値
地域生活支援拠点整備等の整備	0 か所	1 か所
コーディネーターの配置人数	0 人	1 人
支援の事績等を踏まえた運用状況の検証及び検討	0 回	1 回

② 強度行動障がいをもつ障がい者等への支援体制の充実【新規】

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本方針

- ・令和 8 年度末までに、強度行動障がいをもつ者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

○数値目標

- ・令和 8 年度末までに強度行動障がい者の支援ニーズを把握し、これまでの支援状況を踏まえ、今後も必要に応じた支援を行うとともに、広域的な支援体制の整備について検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本指針

- ・令和 8 年度中に福祉施設からの一般就労移行者数を令和 3 年度の 1.28 倍とする。
- ・就労移行支援からの一般就労移行者数を令和 3 年度の 1.31 倍以上とする。
- ・就労継続支援 A 型からの一般就労移行者数を令和 3 年度の 1.29 倍以上とする。
- ・就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数を令和 3 年度の 1.28 倍以上とする。

○数値目標

- ・令和 8 年度中の福祉施設からの一般就労移行者数を令和 3 年度実績 0 人の 1.28 倍以上となる 1.28 人とすることを目指します。

【内訳】

- ・就労移行支援からの一般就労移行者数を令和３年度実績 0 人の 1.31 倍以上となる 1.31 人とすることを目指します。
- ・就労継続支援 A 型からの一般就労移行者数を令和３年度実績 0 人から 1 人とすることを目指します。
- ・就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数を令和３年度実績 0 人の 1.28 倍以上となる 1.28 人とすることを目指します。

項目		令和３年度実績	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数		0 人	1.28 人
内訳	就労移行支援からの一般就労移行者数	0 人	1.31 人
	就労継続支援 A 型からの一般就労移行者数	0 人	1.31 人
	就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数	0 人	1.28 人

② 福祉施設から一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所【追加】

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本指針

- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。

○数値目標

- ・本町には就労移行支援事業所がないため、利用を希望する方は圏域内の事業所を利用しています。そのため、この項目では数値目標を設定せず、引き続き、希望する方が圏域内の事業所を利用できる体制を整えることとします。

③ 就労定着支援事業の利用者数

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本指針

- ・令和 8 年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が令和 3 年度の 1.41 倍以上とする。

○数値目標

- ・令和 8 年度における就労定着支援事業利用者数を令和 3 年度末実績 1 人の 1.41 倍以上となる 2 人とすることを目指します。

項 目	令和 3 年度実績	目標値
就労定着支援事業利用者数	1 人	2 人

④ 就労定着支援事業所数

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本指針

- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2.5 割以上とすることを基本とする。

○数値目標

- ・本町には就労移行支援事業所がないため、利用を希望する方は圏域内の事業所を利用しています。そのため、この項目では数値目標を設定せず、引き続き希望する方が圏域内の事業所を利用できる体制を整えることとします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに児童発達支援センター数を各市町村または各圏域に 1 か所以上設置する。

○数値目標

- ・現在、児童発達支援センターが圏域内に 1 か所設置されていることから現状維持とし、引き続き希望する方が利用できる体制を整えることとします。

項 目	令和 4 年度実績	目標値
児童発達支援センターの設置	1 か所	1 か所（現状維持）

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築【変更】

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

○数値目標

- ・令和 8 年度末において町内で保育所等訪問支援を利用できる体制を継続するとともに、障がい児の地域社会への参加等を推進する体制について検討します。

項 目	令和 4 年度実績	目標値
保育所等訪問支援を行う事業所	1 か所	1 か所
障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) 推進体制の構築	未整備	整備

③ 主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上確保します。

○数値目標

- ・現在、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が町内に 1 か所設置されていることから、現状維持とします。
- ・現在、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が町内に 1 か所設置されていることから、現状維持とします。

項 目	令和 4 年度実績	目標値
児童発達支援事業所の確保	1 か所	1 か所（現状維持）
放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	1 か所（現状維持）

④ 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための医療的ケア児支援の協議の場を設置する。

○数値目標

- ・現在、医療的ケア児支援の協議の場が圏域内に設置されていることから現状維持とします。

項 目	令和 4 年度実績	目標値
医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	設置済み

⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

○数値目標

- ・令和 8 年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域内に少なくとも 1 人配置する要検討します。
- ・青森県医療的ケア児等圏域アドバイザーの活用を検討をします。

項 目	令和 4 年度実績	目標値
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	0 人	1 人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置

【令和 8 年度までの数値目標】

○国の基本方針

- ・令和 8 年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

○数値目標

- ・令和 8 年度末までに圏域内に基幹相談支援センターの設置を検討し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

項 目	令和 4 年度実績	目標値
基幹相談支援センターの設置	未整備	整備
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0 件	1 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0 件	1 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0 回	1 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0 回	1 回
基幹相談支援センターにおける主任支援専門員の配置数	0 人	1 人

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

【令和 8 年度までの目標数値】

○国の基本方針

- ・令和 8 年度末までに、各市町村において、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行い、そのために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

○数値目標

- ・令和 8 年度末までに、

項 目	令和 4 年度実績	目標値
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及びそのために必要な協議会の体制確保	未整備	整備
相談支援事業所の参画による事例検討会実施回	0 回	1 回
参加事業者・機関数	0	4
協議会の専門部会の設置数	0	1
専門部会の実施回数	0	1 回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【令和 8 年度までの目標数値】

○国の基本方針

- ・令和 8 年度末までに、市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

○数値目標

- ・青森県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修に参加します。
- ・障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有します。

項 目	令和 4 年度実績	目標値
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	3 人	3 人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施済み	1 回／月

3 障がい福祉サービス等の提供の考え方

障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供については、次に掲げる基本的な考え方に則して数値目標を設定し、計画的に整備していきます。

●必要な訪問系サービスの充足

必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援）の更なる充実を図るとともに、立ち後れている精神障がい者などに対する必要な訪問系サービスの提供を充実させます。

●希望する障がい者に提供する日中活動系サービスの充足

希望する障がい者に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）を充実させます。

●グループホーム等の充実と施設入所・入院から地域生活への移行推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、自立訓練等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

●福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

●相談支援の提供体制の確保

障がい者、とりわけ重度の障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、こうしたサービスを適切に利用できるようにするための相談支援体制の構築が不可欠です。地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

4 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

障がい福祉サービス（訪問系・日中活動系・居住系サービス）及び相談支援のサービス必要量を次のように見込みました。

(1) 訪問系サービス

表 20 訪問系サービスの見込量(1 か月当たり)

年度 サービス名			平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
			実績	実績	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計
居宅介護	利用者	(人)	12	13	13	9	7	9	10	11	12
	見込量	(時間)	(129)	(138)	(147)	(132)	(143)	(154)	100	110	120
	実績	(時間)	167	141.5	155	89	74	90			
重度訪問介護	利用者	(人)				0	0	0	0	0	0
	見込量	(時間)				(0)	(0)	(0)	0	0	0
	実績	(時間)				0	0	0			
同行援護	利用者	(人)				1	1	1	1	1	1
	見込量	(時間)				(26)	(26)	(26)	15	15	15
	実績	(時間)				19	23	15			
行動援護	利用者	(人)				0	1	1	1	1	1
	見込量	(時間)				(4)	(4)	(4)	6	6	6
	実績	(時間)				0	13	6			
重度障がい者等 包括支援	利用者	(人)				0	0	0	0	0	0
	見込量	(時間)				(0)	(0)	(0)	0	0	0
	実績	(時間)				0	0	0			

各年度末現在

資料：階上町介護福祉課

※()内は第 6 期計画における見込量

※令和 2 年度までの実績は、訪問系サービスの合計の利用者数、利用時間数です。

<現状及び課題>

- ・令和 4 年度末の利用者の内訳は、居宅介護が 7 人、同行援護が 1 人、行動援護が 1 人です。1 人当たりの平均利用時間は居宅介護が 10.6 時間、同行援護が 23 時間など、年々増加傾向にあります。
- ・障がいの種別でみると、居宅介護利用者は、身体障がい者 6 人、知的障がい者 3 人、精神障がい者 3 人です。
- ・他の介護を必要とする利用者は、生活介護サービスを利用しています。

＜見込量確保の方策＞

- ・居宅介護 1 人平均 10 時間、同行援護 1 人平均 15 時間、行動援護 1 人平均 6 時間として算定。
- 利用人数は居宅介護において年間 1 人ずつ増加としました。

(2) 日中活動系サービス

表 21 日中活動系サービスの見込量(1 か月当たり)

サービス名			年度	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
				実績	実績	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計
生活介護	利用者	(人)		40	41	40	37	33	35	36	37	37
	見込量	(人日分)		(908)	(927)	(943)	(871)	(890)	(909)	756	777	777
	実績	(人日分)		807	833	839	773	693	735			
生活介護のうち重度障がい者 (再掲)	利用者	(人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見込量	(人日分)								0	0	0
	実績	(人日分)		0	0	0	0	0	0			
自立訓練 (機能訓練)	利用者	(人)		0	0	0	0	0	0	1	1	1
	見込量	(人日分)		(22)	(22)	(22)	(22)	(22)	(22)	22	22	22
	実績	(人日分)		0	0	0	0	0	0			
就労選択支援	利用者	(人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見込量	(人日分)								0	0	0
	実績	(人日分)		0	0	0	0	0	0			
自立訓練 (生活訓練)	利用者	(人)		0	0	1	1	0	0	1	1	1
	見込量	(人日分)		(44)	(44)	(44)	(44)	(44)	(44)	22	22	22
	実績	(人日分)		0	0	23	23	0	0			
就労移行支援	利用者	(人)		3	1	2	4	3	3	3	3	3
	見込量	(人日分)		(132)	(154)	(176)	(66)	(66)	(66)	66	66	66
	実績	(人日分)		65	23	46	74	45.9	66			
就労継続支援 A 型	利用者	(人)		14	16	16	16	15	16	16	16	16
	見込量	(人日分)		(242)	(264)	(286)	(440)	(484)	(528)	352	352	352
	実績	(人日分)		304	333	353	323	310	352			

サービス名			年度		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
					実績	実績	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計
就労継続 支援 B 型	利用者	(人)			43	43	44	46	43	44	45	46	47
	見込量	(人日 分)			(740)	(760)	(780)	(918)	(1,008)	(1,116)	810	828	846
	実績	(人日 分)			792	778	839	851	774	792			
就労定着 支援	利用者	(人)			0	0	2	1	0	1	1	1	1
	見込量	(人)			(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	1	1	1
	実績	(人)			0	0	2	1	0	1			
療養介護	利用者	(人)			7	7	7	6	7	9	7	7	7
	見込量	(人)			(6)	(6)	(6)	(8)	(8)	(9)	7	7	7
	実績	(人)			7	7	7	6	7	9			
短期入所 (福祉型)	利用者	(人)			1	3	1	0	1	1	3	3	3
	見込量	(人日 分)			(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	18	18	18
	実績	(人日 分)			14	18	14	0	2	2			
短期入所(福 祉型)のうち 重度障がい 者(再掲)	利用者	(人)			0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見込量	(人日 分)									0	0	0
	実績	(人日 分)			0	0	0	0	0	0			
短期入所 (医療型)	利用者	(人)			0	0	0	0	0	0	1	1	1
	見込量	(人日 分)			(7)	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)	7	7	7
	実績	(人日 分)			0	0	0	0	0	0			
短期入所(医 療型)のうち 重度障がい 者(再掲)	利用者	(人)			0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見込量	(人日 分)									0	0	0
	実績	(人日 分)			0	0	0	0	0	0			

各年度末現在

資料：階上町介護福祉課

※()内は第 6 期計画における見込量

<現状及び課題>

- ・令和 4 年度までの実績を見ると、計画を上回ったサービスはありません。
- ・就労継続支援 B 型が増加しています。就労移行支援事業を利用しましたが、一般就労に結びつかず就労継続支援 B 型に移行するケースが多いためです。
- ・障がい者雇用に移行できるような支援体制整備が必要です。

＜見込量確保の方策＞

- ・生活介護は、施設入所とともに利用している分が、施設入所者が減っていく見込みのため利用者が減り、その分在宅の新規利用者を見込んだため人数を増加としました。
- ・自立訓練（機能訓練）と自立訓練（生活訓練）は共に新規利用者 1 人分を確保しました。
- ・就労移行支援は、横ばい傾向で推移しているため 3 人で見込みました。
- ・就労継続支援 A 型は 1 か月当たりでは横ばい傾向にあるため、16 人分を確保しました。
- ・就労継続支援 B 型は、増加傾向にあるため、新規利用者年間 1～3 人分を確保しました。
- ・療養介護は、7 人分を見込みました。
- ・短期入所（福祉型）は平均利用日数 6 日として、新規利用者を考慮し、3 人分の利用日数としました。短期入所（医療型）は、新規利用者 1 人を見込み、利用日数を 7 日としました。

(3) 障がい児通所サービス（児童福祉法一部改正による）

表 22 障がい児通所支援の見込量(1 か月当たり)

サービス名			平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
			実績	実績	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計
児童発達 支援	利用者	(人)	4	4	6	4	4	4	4	4	4
	見込量	(人日分)	(90)	(90)	(90)	(90)	(90)	(90)	60	60	60
	実績	(人日分)	46	47	76	50	61.2	60			
医療型 児童発達 支援	利用者	(人)	1	1	2	2	2	2	2	2	2
	見込量	(人日分)	(0)	(0)	(0)	(30)	(30)	(30)	30	30	30
	実績	(人日分)	4	8	13	9	16	16			
放課後等 デイサー ビス	利用者	(人)	21	21	24	26	30	33	36	39	42
	見込量	(人日分)	(495)	(540)	(585)	(525)	(600)	(675)	540	585	630
	実績	(人日分)	327	335	415	450	525	495			
保育所等 訪問支援	利用者	(人)	0	0	0	0	1	1	1	1	1
	見込量	(人日分)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	1	1	1
	実績	(人日分)	0	0	0	0	1	1			
居宅訪問 型児童 発達支援	利用者	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見込量	(人日分)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	0	0
	実績	(人日分)	0	0	0	0	0	0			

各年度末現在

資料：階上町介護福祉課

※()内は第 6 期計画における見込量

＜現状及び課題＞

- ・令和 4 年度までの児童発達支援及び放課後等デイサービスの実績をみると、計画を下回る状況です。

- ・医療型児童発達支援については、令和４年度は２人の方が利用しています。
- ・令和４年度における児童発達支援の新規申請者３人の内訳は、療育支援が必要な児童３人でした。
放課後等デイサービスの新規申請者５人の内訳は、身体障がい児１人、知的障がい児２人、療育支援が必要な児童は２人でした。
- ・障がい児通所支援施設や保育所等、教育委員会と連携し、障がいの早期発見・早期療育のための体制整備が必要となります。

＜見込量確保の方策＞

- ・児童発達支援については、利用者１人に対して１５日分を確保しました。
- ・町内にある児童発達支援事業所及び八戸市内の児童発達支援センターとの連携を深めて、更なるサービスの充実を図ります。
- ・放課後等デイサービスについては、今後も発達障がい児の利用者の増加が見込まれるため、新規３人分を確保しました。

(4) 居住系サービス

表 23 居住系サービスの見込量(１か月当たり)

サービス名			平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
			実績	実績	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計
自立生活援助	利用者	(人)	0	0	0	0	0	0			
	見込量	(人)				1	1	1	1	1	1
共同生活援助	利用者	(人)	19	19	20	18	18	18			
	見込量	(人)				22	24	26	18	18	18
共同生活援助のうち重 度障がい者(再掲)	利用者	(人)	19	19	20	18	18	18			
	見込量	(人)							0	0	0
施設入所支援	利用者	(人)	20	20	20	18	16	18			
	見込量	(人)				20	20	19	16	16	15

各年度末現在

資料:階上町介護福祉課

＜現状及び課題＞

- ・平成 25 年度に障がい者総合支援法が施行され、平成 26 年度より住宅でのケアが柔軟にできるよう共同生活介護が共同生活援助へ一元化されました。このことに伴い施設入所者や精神障がい者の長期入院患者の退院促進を考え、円滑に地域生活へ移行が図られるようサービスを提供し取り組んでいく必要があります。また、発達障がい等における問題行動を持つケースに対する支援体制も課題となります。

＜見込量確保の方策＞

- ・特別支援学校や児童入所施設と連携し、15歳以上の入居・入所支援が円滑に行えるよう取り組みます。
- ・入所支援が必要なケースは継続入所できるよう、また、発達障がい者の支援方法について関係者間で研究的に関わります。
- ・障がい者が地域社会における共生を実現するために施設の整備や生活の拠点となる住まいの確保を支援します。

(5) 相談支援（児童福祉法分を含む）

表 24 相談支援の見込量(1か月当たり)

サービス名			年度		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
					実績	実績	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計
計画相談 支援	利用者	(人)			30	34	39	33	29	35	35	35	35
	見込量	(人分)			(32)	(31)	(27)	(40)	(41)	(42)	35	35	35
	実績	(人分)			30	34	39	33	29	35			
地域移行 支援	利用者	(人)			0	0	0	0	0	0	1	1	1
	見込量	(人分)			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	1	1	1
	実績	(人分)			0	0	0	0	0	0			
地域定着 支援	利用者	(人)			0	0	0	0	0	0	1	1	1
	見込量	(人分)			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	1	1	1
	実績	(人分)			0	0	0	0	0	0			
障がい児 相談支援	利用者	(人)			6	7	6	5	6	9	10	11	12
	見込量	(人分)			(8)	(9)	(10)	(9)	(10)	(11)	10	11	12
	実績	(人分)			6	7	6	5	6	9			

各年度末現在

※()内は第 6 期計画における見込量

資料:階上町介護福祉課

＜現状及び課題＞

- ・令和 4 年度末の障がい福祉サービス利用者 140 人、又は障がい児通所サービス利用者 37 人に対して、計画相談支援又は障がい児相談支援の支給決定を行い、特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所と連携し、専門的な相談体制の構築を図っています。

<見込量確保の方策>

○特定相談支援事業

- ・ サービス利用支援及び継続サービス利用支援の利用予定者 35 人分を確保しました。

○地域移行支援事業

- ・ 障がい者支援施設等の入所者及び入院中の精神障がい者の住居の確保、地域生活に移行するための活動に関する相談等を行うサービスで、主に精神障がい者の地域生活の移行分を見込みました。

○地域定着支援事業

- ・ 居住において単身で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急訪問、緊急対応等を行うサービスで、地域支援体制強化が必要なケース分を見込みました。

○障がい児相談支援事業（児童福祉法第 6 条の 2）

- ・ 障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助の利用予定者に、新規利用者 1 人分を確保しました。

5 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

地域生活支援事業は、障がい者総合支援法に基づき、障がい者や障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。

実施事業は、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業から構成されます。また、法令により必須とされている事業のほか、町が独自の判断により任意に必要な事業を実施することができます。

表 25 地域生活支援事業

事業所 \ 年度		平成 30 年	令和 元 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	
		実績	実績	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計	
1 相談支援事業											
1)障がい者相談 支援事業	(ヶ 所)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	びあみなと、青明舎 ハートステーション、 夢・相談センター
相談件数	(件)	622	461	592	523	402	500	500	500	500	
2)地域自立支援 協議会	(回)	0	2	0	2	1	2	1	1	2	介護福祉課
2 市町村相談支援 機能強化事業	(ヶ 所)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	びあみなと、青明舎 ハートステーション、 夢・相談センター
3 住宅入居支援 事業	(ヶ 所)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	びあみなと、青明舎 ハートステーション、 夢・相談センター
4 成年後見制度 利用支援事業	(ヶ 所)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	びあみなと、青明舎 ハートステーション、 夢・相談センター

資料:階上町介護福祉課

(1) 必須事業

① 相談支援事業

<現状及び課題>

- ・相談支援事業を効果的に運営するため、関係機関によるネットワークを構築し、障がい者及

び障がい児が地域で生活していくための課題等を協議しています。困難ケースについては、個別支援会議を開催し、地域活動支援センターと連携し支援を行っています。また、保護者の高齢化に伴い、金銭管理が課題となる障がい者へ権利擁護事業や成年後見制度の利用を念頭に入れた支援が必要とされるケースも増加しています。そうした中からも地域活動支援センターとの連携を強化しながら効果的で効率的な支援を目指し関係機関との役割分担及び支援していく必要性があります。

＜事業の内容と見込量確保の方策＞

- ・困難ケースへの対応について関係機関との連携を図り支援していくとともに、ネットワークの構築を更に強化していきます。
- ・精神障がいに関する相談は、病状が安定しても困難な成果上の問題を抱えているケースが多く十分に対応できない状況があり、知的・発達障がい者支援、乳幼児、学童の支援についても後手に回り不十分な状況となるために密な連携を図り取り組んでいきます。
- ・相談支援の強化として、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護の必要な援助を行うことを通じて障がい者が自立した地域生活を営めるよう支援します。
- ・知的障がいや精神障がい等によって物事を判断する能力が難しく、かつ、身寄りがない障がい者へ権利擁護事業や成年後見制度の利用を検討し支援していきます。

② 意思疎通支援事業

表 26 意思疎通支援事業

年度		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
		実績	実績	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	(人)	0	0	3	1	1	7	7	7	7
手話通訳者設置事業	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料:階上町介護福祉課

＜現状及び課題＞

- ・聴覚障がいの方が、手話通訳者派遣事業を利用しています。
- ・重度の視覚障がい者 4 人は、障がい福祉サービスの同行援護を利用しています。

<事業の内容と見込量確保の方策>

- ・聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援とする手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
- ・手話通訳者及び要約筆記者については、ろうあ協会に派遣を依頼することによりサービスを確保します。
- ・視覚障がい者については、同行援護や移動支援、生活介護等の活用も合わせて支援します。

③ 日常生活用具給付等事業

表 27 日常生活用具給付等事業

年度		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
		実績	実績	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計
①介護・訓練支援用具	(件)	1	4	2	3	2	2	2	2	2
②自立生活支援用具		2	3	1	1	2	2	2	2	2
③在宅療養等支援用具		2	2	0	1	1	1	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具		3	5	0	0	0	2	1	1	1
⑤排泄管理支援用具		360	350	382	370	320	360	360	372	384
⑥住宅改修費		1	1	0	0	1	1	1	1	1

階上町介護福祉課

<現状及び課題>

- ・在宅の障がい者に対し給付されるものです。介護保険が対象の方は介護保険のサービスを優先して受けてもらっています。
- ・がん疾患による、大腸や膀胱の内部障がいのために排泄管理支援用具の中のストマが必要な方が増加傾向にあります。町すこやか健康課健康増進担当と連携し、検診受診率を高め早期発見、早期治療の重要性を周知する必要があります。
- ・平成 25 年度から難病患者が対象者に追加になったため、支給件数の増加が見込まれます。

<事業の内容と見込量確保の方策>

- ・障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、

その福祉の増進に資することを目的としています。

- ・対象者の身体状況を把握しながら、医療機関や介護保険サービス事業所と連携し、必要な日常生活用具が効果的に提供され、使用することで自立が促進されるように検討しながら給付します。

④ 移動支援事業

表 28 移動支援事業

年度			平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
			実績	実績	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計
移動支援	実利用者	(人)	5	5	5	3	0	3	3	3	3
	延利用時間	(時間)	155	191	46	58	0	108	108	108	108

資料:階上町介護福祉課

<現状及び課題>

- ・利用状況は、年度により変化があります。
- ・支援が必要な対象者の多くは、日中活動事業所の送迎サービスを利用しています。

<事業の内容と見込量確保の方策>

- ・屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
- ・利用希望者の状況に合わせて、他のサービス利用ができないか等を検討し決定します。
- ・送迎サービス実施事業者や民間サービス事業者と連携し、移動手段の紹介や確保に努めます。

⑤ 地域活動支援センター事業

表 29 地域活動支援センター事業

年度			平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
			実績	実績	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計
地域活動支援 センター事業	委託事業所	(ヶ所)	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	延利用者	(件)	47	385	383	364	278	350	350	350	350

資料:階上町介護福祉課

＜現状及び課題＞

・障がい者及び障がい児を対象に創作的活動・生産活動の提供、地域との交流の促進等を行い、相談支援や日中の活動の場として利用しています。現在は 4 施設と委託契約を結び事業を実施しています。

＜事業の内容と見込量確保の方策＞

・今後の地域活動支援センターの活動について、関係機関との連携を強化し障がい特性に合わせた支援を提供できるよう働きかけていきます。また、適切な情報提供により利用者の確保と事業の周知を図ります。

(2) 任意事業

表 30 任意事業

年度			平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
			実績	実績	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計
訪問入浴サービス事業	実利用者	(人)	0	0	0	0	0	0	1	1	1
知的障がい者職親委託	実利用者	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	実利用者	(人)	6	6	9	10	11	16	15	15	15
	延利用回数	(回)	360	227	227	880	880	1,480	1,480	1,480	1,480

資料：階上町介護福祉課

＜現状及び課題＞

○訪問入浴サービス事業

・在宅重度身体障がい者を対象としています。平成 26 年度より、事業の利用希望者はありません。

○知的障がい者職親委託制度事業

・知的障がい者の方が 1 人利用しておりましたが、高齢により平成 28 年 6 月から障がい福祉サービスの利用開始となったため、事業の利用を終了しています。

○日中一時支援事業

・事業の利用者数は、増加傾向となっています。

- ・仕事を持ちながら子育てする保護者の方が、放課後や休日に保護者不在のために利用しています。また、行動障がいを伴う発達障がい者は、家族の介護疲れ予防のためにも利用しています。

<事業の内容と見込量確保の方策>

○訪問入浴サービス事業

- ・地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
- ・事業運営については、民間事業者に委託することによりサービス提供を確保します。

○知的障がい者職親委託制度事業

- ・知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉向上を図ります。
- ・今後も、事業に対する企業経営者等の理解、協力を促し、更なる職親の確保に努めます。

○日中一時支援事業

- ・障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

第6章 計画の進行管理

1 関係機関、地域との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、町介護福祉課が中心となる中で、これら町の関係各部門との連携を図りながら計画を推進していきます。また、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

さらに、サービス提供や基盤整備については、サービスを利用する障がい者のニーズを適切に把握し、その意向を反映することはもちろんですが、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることもまた、重要です。障がい者、障がい者団体や町社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の連携をはじめ、施設の広域利用などについては近隣市町村とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。中でも、本計画の大きな課題である障がい者の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、福祉サイドのみならず、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠です。ハローワーク、特別支援学校等の行政機関、企業、医療機関といった関連する機関と数値目標を共有化し、地域ネットワークを強化しながら進めていきます。

2 人材の育成・確保

○専門職の育成

障がい者へのサービスに従事する人材にとって、病気や治療、障がいのことを正しく理解し、障がい者の一人一人の現状を把握し支援することが重要です。障がい者の生活状況や問題点を客観的に把握し、効果的支援計画が立案実践できるように、福祉関係者、ボランティア等の更なる資質の向上に努めます。

そのために、ケア会議やケース検討会、支援者学習会、地域活動支援センター連絡会などを開催します。また、効果的に開催できるようにスーパーバイザーや先進的に取り組む活動事例などから学びを深め、効果的に支援できるようにモデル事業などを活用しながら展開します。

さらに、障害者自立支援法の施行に伴い、新設されることとなった相談支援専門員等の新たな人材の養成にも積極的に取り組んでいきます。また、相談支援員に最新情報のもと支援できるよ

うに、更新研修等を受講するための体制整備を行います。

○民生委員・児童委員及び地域ボランティア等の連携

障がい者が地域で生活していくためには、地域の支援活動が必要です。地域関係者と連携するとともに、研修会などの開催や情報提供に努めます。

3 計画の分析、達成状況の評価

本計画の推進に当たっては、計画期間中の各年、町介護福祉課が中心となり計画の進行管理をしていきます。

また、「階上町障害者自立支援協議会」において、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における各年度のサービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況をはじめとした計画全般の進捗状況の把握、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直しを行っていきます。

資 料 編

○階上町附属機関に関する条例 （抄）

（平成 22 年 3 月 12 日条例第 2 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事項及び委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の組織等）

第 2 条 町長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担任する事項、組織、委員の構成等、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

（附属機関の長等）

第 3 条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長、副委員長又は副本部長（以下「副会長等」という。）は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（任命）

第 4 条 委員は、別表の委員の構成等の欄に掲げる者のうちから町長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

2 委員等に欠員を生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する町長その他の執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(資料提出の要求等)

第6条 会長等は、必要があるときは、関係者に対し説明その他必要な協力を求めることができる。

(臨時委員等の設置)

第7条 附属機関に、特別の事項の審議、専門事項についての調査、検査及び資料の収集又は助言等のため必要があるときは、臨時委員、専門委員又はアドバイザー（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。

2 前項の臨時委員等は、当該附属機関の属する執行機関が任命する。

(守秘義務)

第8条 委員及び臨時委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が規則で定める。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
町長	階上町障害者自立支援協議会	障害福祉に関しての必要な調査及び審議	会長 副会長 委員	指定相談支援事業者 指定障害福祉サービス事業者 保健、医療機関関係者 教育、雇用、企業関係者 障がい者又はその家族、障害者団体代表者 学識経験を有する者等 その他町長が必要と認めた者	15人以内	2年	委員の互選

階上町障害者自立支援協議会委員名簿

任期：令和 6 年 8 月 21 日から令和 8 年 8 月 20 日まで

関係機関種別	職 名	氏 名	備考
医療関係者	小松内科医院長	小 松 修	
保健関係者	三八地域県民局地域健康福祉部 保健総室 三戸地方保健所長	立 花 直 樹	
福祉関係者	発達障害サポートセンター夢 相談支援専門員	山 田 賢 幸	
相談支援事業者	地域活動支援センター ハートス テーション 相談支援専門員	竹 洞 佳 也 子	
障がい福祉サービス事業者	心の里うぐいす 施設長	中 村 弘 子	
雇用関係	八戸公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	鈴 木 貴 士	
民生委員	階上町民生委員児童委員協議会長	東 山 京 子	
社会福祉協議会	階上町社会福祉協議会長	松 橋 竹 子	
区長会	階上町区長会長	上 平 稔	
支援団体	三戸地域自立相談窓口 アウトリーチ支援員	泉 山 仁 美	
	学習サークルサンハウス 代表	川 村 克 彦	

階上町障がい者プラン
(階上町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

令和 6 年 1 2 月

発 行 階上町

編 集 階上町 介護福祉課

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平 1－8 7

TEL 0178-88-2641

FAX 0178-80-1065

ホームページ <https://www.town.hashikami.lg.jp>
